

公共浄化槽の広域整備に向けた調査業務  
報告書

令和3年2月  
埼玉県環境部水環境課



# 目次

はじめに.....	1
<b>1. 事業実施上の課題等の整理.....</b>	<b>2</b>
1.1 事業意義の整理.....	2
1.2 公共浄化槽整備を広域連携で行う手法・スキームの整理.....	6
1.3 事務委託やPFIを活用するための法的課題の整理.....	19
1.4 市町村での公共浄化槽条例制定等手続に関する検討.....	21
1.5 市町村から県への事務委託の手順に関する検討.....	22
1.6 事業課題の概要整理.....	23
<b>2. 事業実施体制等の検討.....</b>	<b>24</b>
2.1 事業スキーム及び事業管理体制の検討.....	24
2.2 事業成立性の検討.....	31
<b>3. 市町村の公共浄化槽制度の導入における事務委託の有効性の検討.....</b>	<b>54</b>
3.1 個別支援の概要.....	54
3.2 個別支援の詳細.....	55
<b>4. 事業実施に向けた関係者間の調整.....</b>	<b>69</b>
4.1 事業関係者への意向確認等.....	69
4.2 県、市町村、関係団体等によるプレ協議会の開催.....	69
<b>5. まとめと今後の課題.....</b>	<b>72</b>
5.1 まとめ.....	72
5.2 今後の課題.....	72

## 目次

図 1-1 補助金の交付額の推移（田川市）	4
図 1-2 事務の広域連携における連携方法の区分	5
図 1-3 実施主体の選定による広域化 PFI 事業のスキーム例	6
図 1-4 事務種類別の共同処理状況	8
図 1-5 連携協約の制度概要	8
図 1-6 協議会の制度概要	9
図 1-7 機関等の共同設置の制度概要	9
図 1-8 事務の代替執行の制度概要	10
図 1-9 事務の委託の制度概要	10
図 1-10 一部事務組合の制度概要	11
図 1-11 広域連合の制度概要	11
図 1-12 地方自治法に依拠する広域連携スキームの設置までの手続の流れ	12
図 1-13 共同発注（シェアードサービス）の概要	14
図 1-14 かすみがうら市・阿見町におけるシェアードサービス業務	16
図 1-15 かすみがうら市におけるシェアードサービス活用時の委託費削減効果	16
図 1-16 地方自治法に依拠しない事業スキームの実施までの手続の流れ	17
図 1-17 補助金適正化法における直接補助と間接補助	20
図 1-18 公共浄化槽等整備推進事業開始までの市町村の条例制定等の手続	22
図 1-19 地方自治法に依拠する市町から県への事務の委託の手順	23
図 2-1 事業スキーム案	24
図 2-2 想定区域パターン 1（公共浄化槽事業未実施自治体の広域的実施）の対象区域 図（赤色箇所）	35
図 2-3 総事業費と収入内訳（1 市町当たり、年 100 基・10 年間整備）	36
図 2-4 浄化槽整備に対する一般会計の支出額の比較（1 市町当たり、年 100 基・10 年 間整備）	37
図 2-5 想定区域パターン 2 の対象区域図（赤色箇所）	41
図 2-6 総事業費と収入内訳（上尾市、年 200 基・10 年間整備）	42
図 2-7 浄化槽整備に対する一般会計の支出額の比較（上尾市、年 200 基・10 年間整 備）	43
図 2-8 想定区域パターン 3 の対象区域図（赤色箇所）	47
図 2-9 総事業費と収入内訳（越谷市、年 300 基・10 年間整備）	48
図 2-10 浄化槽整備に対する一般会計の支出額の比較（越谷市、年 300 基・10 年間整 備）	49
図 3-1A 町および B 町への個別支援で用いた資料	57
図 3-2C 市への個別支援で用いた資料	65

## 表目次

表 1-1	地方自治法に定められる広域連携手法の概要	7
表 1-2	地方自治法に依拠しない広域行政スキームの概要	13
表 1-3	かすみがうら市・阿見町におけるシェアードサービスの活用事例	15
表 1-4	広域連携事務処理手法のメリット・デメリットの整理	18
表 1-5	広域連携手法別の法的課題の所在と解決の必要性の整理	23
表 2-1	実施主体別の役割（案）	25
表 2-2	業務内容と実施主体案（導入フェーズ）	25
表 2-3	業務内容と実施主体案（運用フェーズ）	26
表 2-4	自治体と SPC のリスク分担	27
表 2-5	PFI 事業者の要件案	29
表 2-6	広域連携パターン1の設定	31
表 2-7	事業計画の概要（1市町当たり）	32
表 2-8	使用料の徴収シナリオ	33
表 2-9	財務計画策定上の各数値の設定（1市町当たり）	34
表 2-10	想定区域パターン1の各市町の整備状況	35
表 2-11	各事業における一般会計の支出額の試算結果（1市町当たり）	37
表 2-12	各事業における必要人員数の試算結果（1市町当たり）	38
表 2-13	項目別試算結果（1市町当たり、30年間、現在価値換算）	39
表 2-14	PFI 委託費用の試算結果（1市町当たり）	39
表 2-15	事業成立性の検討結果（1市町当たり）	40
表 2-16	想定区域パターン2の各市町の整備状況	41
表 2-17	各事業における一般会計の支出額の試算結果（上尾市）	43
表 2-18	各事業における必要人員数の試算結果（上尾市）	44
表 2-19	項目別試算結果（上尾市、30年間、現在価値換算）	45
表 2-20	PFI 委託費用の試算結果（上尾市）	45
表 2-21	事業成立性の検討結果（上尾市）	46
表 2-22	想定区域パターン3の各市町の整備状況	47
表 2-23	各事業における一般会計の支出額の試算結果（越谷市）	49
表 2-24	各事業における必要人員数の試算結果（越谷市）	50
表 2-25	項目別試算結果（越谷市、30年間、現在価値換算）	51
表 2-26	PFI 委託費用の試算結果（越谷市）	51
表 2-27	事業成立性の検討結果（越谷市）	52
表 2-28	事業種別・広域連携パターン別の一般会計の支出額と削減率（使用料4,000円/世帯の場合）	53
表 3-1	本業務において実施した個別支援の概要	54
表 3-2	埼玉県A町の個別支援ヒアリング概要	58
表 3-3	埼玉県B町の個別支援ヒアリング概要	59
表 3-4	埼玉県C市の個別支援ヒアリング概要	66
表 5-1	新たな広域連携促進事業実施計画案	73

## はじめに

本県では、市町村と連携・協力して広域的な観点から生活排水処理施設を計画的に進めるための指針として「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定し、令和7年度の生活排水処理率を100%とする目標に向け、生活排水処理施設の整備を進めている。

浄化槽整備に当たっては、「埼玉県浄化槽『市町村整備型』導入マニュアル」（平成24年2月）の策定（平成31年2月にVer.2へ改定）、広域的浄化槽行政移行推進計画（平成29年3月）の策定などを通じ、「公共浄化槽」（公共浄化槽等整備推進事業）の導入を支援・推進してきたところである。

令和7年度まで5か年余りを残すところとなっていることから、浄化槽整備率の低迷する市町村においては公共浄化槽制度の導入を含めた浄化槽整備推進施策の検討が急務となっている。国においても、令和元年6月に浄化槽法の一部改正を行い、公共浄化槽制度が規定されたところである。

一方、制度導入に当たっては、業務に精通した職員やノウハウの不足から相当な準備が必要となり、特に下水道整備を優先的に進める都市部市町での導入が進んでいない。

そこで、本業務では、公共浄化槽を広域連携によって整備するしくみ（新たな広域連携促進事業（以下、「事業」という。））を検討し、もって、公共浄化槽制度の普及拡大と円滑な整備を推進することとした。

## 1. 事業実施上の課題等の整理

### 1.1 事業意義の整理

本項では、広域連携促進事業の実施に至る背景、公共浄化槽の導入状況、関連する先進事例、課題等を整理した。

#### 1.1.1 背景

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」（平成 28 年 10 月）では、目標年度（平成 37 年度）における浄化槽による生活排水処理人口構成比率は 11.8%とされ、県内における生活排水処理における浄化槽の役割は重要なものになっている。

本県においては、平成 23 年度に、浄化槽市町村整備推進事業（以下、「市町村整備型」という。）の導入促進を柱として大幅に助成を拡充するなどの支援を開始した。同じく平成 23 年度には「埼玉県浄化槽『市町村整備型』導入マニュアル」（平成 24 年 2 月）を策定（平成 31 年 2 月に Ver.2 へ改定）し、市町村整備型の一層の拡大を促している。

さらに、令和元年 6 月に公布された浄化槽法の一部を改正する法律により浄化槽法が改正され、市町村整備型は公共浄化槽として法的位置付けが明確化され、地域における官民等関係者連携のもとで浄化槽の整備・管理促進を図る協議会の設立に係る条文が追加された。

このような公共浄化槽を地域内連携のもとで推進する政策ツールが用意されたことを受け、本業務においては広域連携促進事業の実施検討に至っている。

#### 1.1.2 本県における公共浄化槽事業の導入状況

令和 2 年 3 月末時点で、12 市町村（秩父市、滑川町、嵐山町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、寄居町）が公共浄化槽等整備推進事業を実施している。なお、令和 2 年度現在で小川町が実施を検討中である。

特に、嵐山町は PFI 事業として本事業を実施し、皆野町と長瀬町では全国で唯一、一部事務組合において事業を実施するなど、地域の実情に応じた取り組みが進められている。

#### 1.1.3 先進事例

広域連携促進事業に係る先進事例を以下に整理した。先進事例として、公共浄化槽事業に関しては PFI 事業、委託管理、協議会に関する事例を、その他の事業に関しては、下水道事業および火葬場整備運営事業における広域連携事例を整理した。

##### (1) 公共浄化槽事業に関する事例

###### 1) PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（以下、「PFI」という。）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいい、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI

法」という。)」に基づき実施されるものである。浄化槽整備についても PFI により推進することが可能である。

浄化槽 PFI 整備事業は令和元年度末時点で 12 市町が実施している。(北海道十和田市、山形県最上町、埼玉県嵐山町、大阪府和泉市、同府富田林市、同府柏原市、徳島県三好市、徳島県東みよし町、愛媛県愛南町、佐賀県唐津市、同県みやき町、宮崎県宮崎市)。

これに加え、令和 2 年度 10 月時点で、佐賀県嬉野市<sup>1</sup>と東京都大島町<sup>2</sup>が、令和 3 年 4 月から開始する浄化槽 PFI 事業の実施方針を公表している。

佐賀県嬉野市は、平成 27 年度から嬉野市営浄化槽事業を直営で開始しており、事業エリアは市内の公共下水道計画区域・農業集落排水供用区域を除く全域(12,154ha、市面積の 97.5%)としている。この事業エリアを PFI 実施区域とし、浄化槽を年間 80 基設置する予定である。11 年目以降については、事業の継続を含め、改めて検討することとしている。

東京都大島町は、令和 3 年 4 月より公共浄化槽等整備推進事業を開始予定であり、これと併せて PFI 事業を導入する。令和 13 年までの 10 年間に、島内全域の浄化槽処理促進区域内に 800 基の新規設置を予定している。

## 2) 管理委託

浄化槽法第 12 条の 6 において、「市町村は、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽であつて地方公共団体以外の者が所有するものについて、環境省令で定めるところにより、自ら管理することができる。」とされており、公共浄化槽事業は地方公共団体以外の者が所有するものについても実施することが可能である。この事業を行っている市町村が福岡県田川市である。

福岡県田川市は、「個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業」を平成 31 年度から実施している。事業の特徴は市が浄化槽の所有をせず、早期整備の実現と施工・管理の質の担保を図るための独自の施策を講じている点である。

早期整備の実現に向けては、市は追加の補助金を 10 年間の時限付きで傾斜をつけ交付する対策をとっている。交付額及び交付額の推移を下図に示す。平成 31 年度から平成 35 年度(令和 5 年度)までは 50 万円、平成 35 年度(令和 5 年度)から平成 38 年度(令和 8 年度)までは 30 万円、平成 38 年度(令和 8 年度)から平成 40 年度(令和 10 年)までは 10 万円を、それぞれ現在の補助金に上乗せしている。

---

<sup>1</sup> 嬉野市、嬉野市営浄化槽事業に関する実施方針、令和 2 年 7 月 17 日、

<https://www.city.ureshino.lg.jp/var/rev0/0019/6032/120717827.pdf>、2020 年 10 月 22 日取得

<sup>2</sup> 大島町、大島町公共浄化槽等整備推進事業に関する実施方針、令和 2 年 8 月 31 日、

<https://www.town.oshima.tokyo.jp/uploaded/attachment/2875.pdf>、2020 年 10 月 22 日取得



主な補助対象項目	新築の場合	くみ取り便槽や単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽へ転換する場合		
建物用途	専用住宅	すべての建物用途		
人 槽	10人槽以下	すべての人槽		
本体工事		平成31年～5年目 [上乗せ額] 50万円	6～8年目 [上乗せ額] 30万円	9・10年目 [上乗せ額] 10万円
5人槽	33.2万円	83.2万円	63.2万円	43.2万円
6・7人槽	41.4万円	91.4万円	71.4万円	51.4万円
8～10人槽	54.8万円	104.8万円	84.8万円	64.8万円
11～20人槽	補助対象外	143.9万円	123.9万円	103.9万円
21～30人槽		197.2万円	177.2万円	157.2万円
31～50人槽		253.7万円	233.7万円	213.7万円
51人槽以上		282.6万円	262.6万円	242.6万円
撤去・配管		[くみ取り便槽] 撤去：6万円、配管：14万円 [単独処理浄化槽] 撤去：9万円、配管：30万円		

図 1-1 補助金の交付額の推移（田川市）

出所) 令和2年度田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金交付申請について、  
<https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0036077/index.html>、令和2年11月2日取得

浄化槽の設置工事が適正に行われるように、市は技術講習会や登録工事店制度の導入を実施している。技術講習会を受講した浄化槽設備士が在籍する状態で、登録工事店登録届出を行った事業者のみが浄化槽の設置工事に携わることができる。

設置された浄化槽が継続的かつ適切に維持管理されるために、市は補助金交付の要件に、浄化槽管理者が浄化槽保守点検業者と浄化槽清掃業者に維持管理に関する業務を委託する一括契約の締結を求めている。また、補助金交付後に、浄化槽管理者がこの契約を解除したことが判明した場合、市は浄化槽管理者に対して補助金の返還を要求できるようにすることで、維持管理の継続性と質を担保している。

その他の維持管理の質を担保する施策として、市は浄化槽管理票を用いて浄化槽の管理状況に関係者間（浄化槽保守点検事業者、浄化槽管理者、浄化槽工事業者及び浄化槽清掃業者）で共有させている。市は必要に応じて、その浄化槽の管理情報を得られるようにしている。さらに、市は相談室を設置し、浄化槽に関する相談窓口を集約させることで、事業全体の改善に資する情報を一元的に収集管理している。

以上のように、個人設置型の事業でありながらも公的管理と財政支援を組み合わせることによって、浄化槽の設置や維持管理に市が積極的に関与している。

### 3) 協議会

浄化槽法では、地方公共団体が公共浄化槽の設置等の汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うために、協議会を組織できることが規定されている（第54条関係）。また、協議会において合意された事項については、協議会の構成員は当該協議結果を尊重しなければならないと定められた。

令和2年7月末現在で、全国で19の法定協議会が設置されている（令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果より）。浄化槽の維持管理に関して協議するために設置される法

定協議会が多い中で、浄化槽の整備促進を協議会の設置目的の一つにしている法定協議会は、2団体（栃木県浄化槽推進協議会、埼玉県浄化槽適正処理促進協議会）ある。

また同調査結果から、法定協議会を設置している市町村の複数から、協議会を設置するメリットとして以下のような意見が挙げられている。

- 協議会構成員間での情報共有
- 法定検査受検の啓発による受検率の向上
- 協議会設置者である市町村から維持管理補助金等が交付されることによる、維持管理費用の軽減

## (2) その他事業に関する広域連携事例

### 1) 下水道事業

大阪府の南河内4市町村（富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村）では、地方自治法に依拠する事務の委託と地方自治法に依拠しない民事上の委託を併用した下水道事業の広域化を平成30年4月から進めている。下水道事務の共同処理においては、行政権の執行に係る法律行為と行政権の執行を伴わない事実行為に大別される（下図参照）。行政権の執行に係るものは各議会の議決を得る必要があるため、実施までに時間を要する。一方で、関連事業体間での覚書や協定等の締結等、議会の議決が不要な範囲では民事上の委託を採用する方が実施時期は早まる。したがって、水質管理や各種計画、工事の設計などは、富田林市に集約し、民事上の委託によって平成30年から令和4年に取り組み始めることを想定している。同じ手続で実施している行政権の執行に係る事務（排水設備指定業者登録や排水設備の確認・確認申請業務、計画・調査など）は、富田林市に事務を委託することで令和3年から令和4年を目途に広域化を図ることとしている。

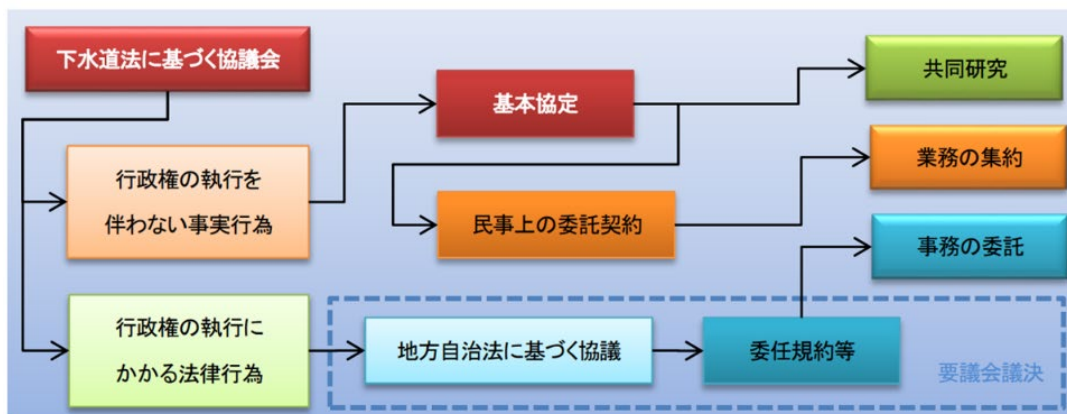


図 1-2 事務の広域連携における連携方法の区分

出所) 南河内4市町村における下水道事務広域化に関する報告書、平成30年2月、  
[https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/life/15195\\_26571\\_misc.pdf](https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/life/15195_26571_misc.pdf)、令和2年10月29日取得

## 2) 火葬場整備運営事業

千葉県君津地域の4市（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）では、PFI事業のうち、計画策定・FS調査・基本設計・事業者選定には覚書の締結を、事業の運営には地方自治法に依拠する事務の委託を、それぞれ組み合わせてPFI事業を広域的に実施している。

PFI事業の導入手順と各段階で関与する自治体の関係性を下図に示す。基本構想の策定を行う前段階として、各市は上位概念となる各市の計画を策定し、住民への説明会等を開催する。4市の間での覚書の締結をもって、木更津市が君津地域4市の基本構想を策定し公表する。その後のPFI事業の導入可能性調査やPFI事業者の選定、火葬場の建設・設備等工事に係る事務も木更津市が代表して実施する。君津地域4市の基本構想であるものの、木更津市が単独の実施主体になるため、PFI事業の導入過程に他3市がほとんど関与しない点の特徴である。

火葬場の運営に係る事務は、君津市・袖ヶ浦市・富津市が地方自治法に依拠する事務委託の手続を行うことによって、木更津市が受託する。

木更津市を除いた3市は、各段階のPFI事業の導入に係る費用を応分負担することで、PFI事業に関与している。必要に応じて、木更津市を除いた3市は、君津4地域間の調整や関係機関との調整に参画することができる。

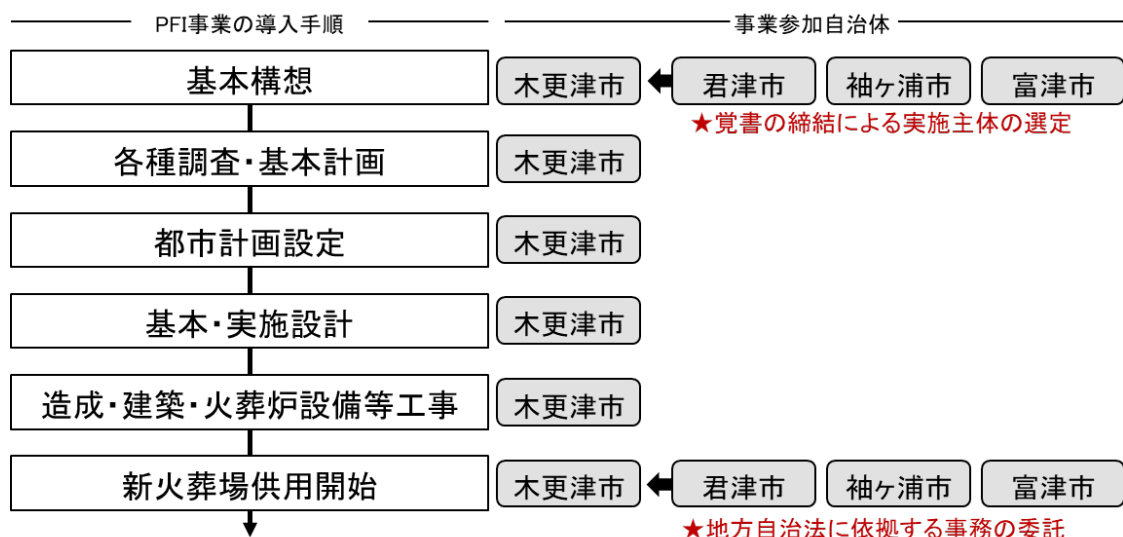


図 1-3 実施主体の選定による広域化 PFI 事業のスキーム例

出所) (仮称)木更津市火葬場整備運営事業基本構想、

[https://www.city.kisarazu.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/001/965/20161227-160745.pdf](https://www.city.kisarazu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/965/20161227-160745.pdf) (令和2年11月12日取得)、をもとにエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

### 1.2 公共浄化槽整備を広域連携で行う手法・スキームの整理

本項では、行政事務を広域連携する際の手法・スキームを整理する。地方自治法に依拠するものとししないものをそれぞれ整理し、一般的なメリット・デメリットを整理する。なお、公共浄化槽の広域連携処理に焦点を当てた連携手法の検討は次章に示す。

### 1.2.1 地方自治法に依拠する広域連携手法

地方自治法に依拠する広域連携の手法の概要と実施状況を整理した上で、各事業スキームの内容を示した。地方自治法に依拠する広域連携の手法の概要を下表に示す。

表 1-1 地方自治法に定められる広域連携手法の概要

事業スキーム	概要	主な事務、実例	根拠条文 (地方自治法)
連携協約	地方公共団体間で協約（連携事務処理に当たっての基本的な方針及び役割分担）を締結できる制度。別組織（組合や協議会）を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み。	連携中枢都市圏における各種生活関連機能サービス	第 252 条の 2
協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	広域行政計画、視聴覚教育、消防 等	第 252 条の 2 の 2～ 第 252 条の 6 の 2
機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	介護認定審査、公平委員会、障害区分認定審査	第 252 条の 7～第 252 条の 13
事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。執行権限の譲渡を伴わない。	水道事業、排水設備指定業者登録、排水設備の確認・確認申請業務	第 252 条の 16 の 2 ～第 252 条の 16 の 4
事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。執行権限の譲渡を伴う。	公平委員会、住民票の写し等の交付、競艇	第 252 条の 14～第 252 条の 16
一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	ごみ処理、し尿処理、消防、救急	第 284 条～第 291 条、第 292 条～第 293 条の 2
広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	後期高齢者医療、介護認定審査、障害区分認定審査	第 284 条、第 285 条 の 2、第 291 条の 2 ～第 291 条の 13、 第 292 条～第 293 条 の 2

出所) 総務省 WEB サイト、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196080.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf)、（令和 2 年 10 月 12 日取得）より作成。根拠条文は地方自治法（令和 2 年 10 月 12 日現在）に基づく。

出所) 南河内 4 市町村における下水道事務広域化に関する報告書

事務種類別の共同処理状況を下図に示す。事務種類は、浄化槽事務に類似する、厚生福祉、環境衛生、教育といった種類のことを抽出した。いずれの事務種類においても、事務の委託と一部事務組合が他の共同処理方法と比較して設置数が多い。また、ほとんどの共同処理方法は、平成28年度から平成30年度の間に変化はないが、厚生福祉の連携協約は6倍になっており、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の増加が影響している。

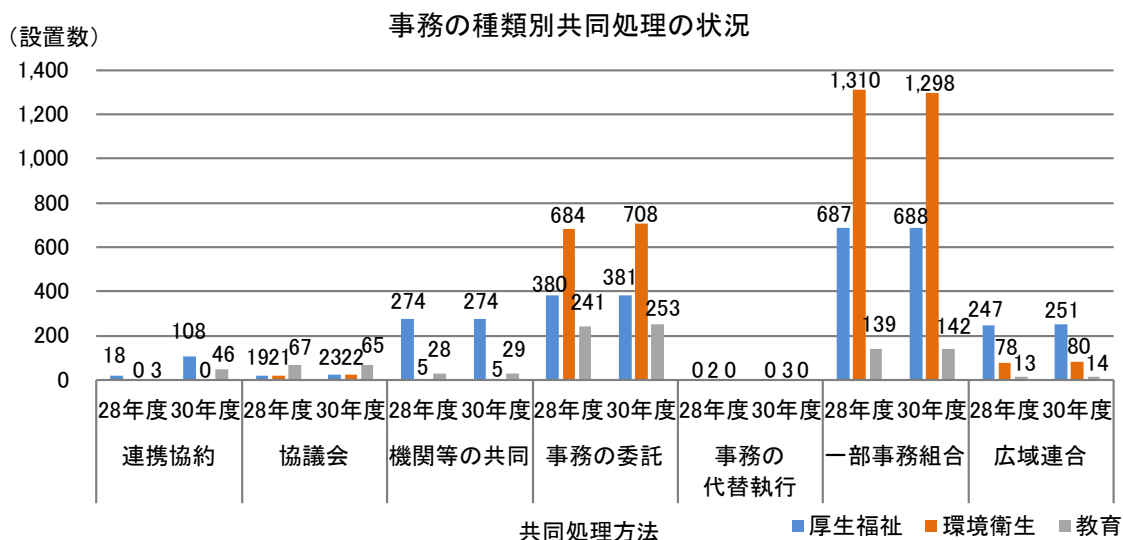


図 1-4 事務種類別の共同処理状況

出所) 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調 (平成30年7月1日現在)、総務省自治行政局

### (1) 連携協約

- 普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。
- 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める。
- 連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方針の提示を求め、提示を受けることができる。

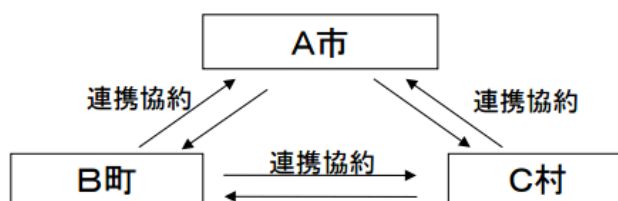


図 1-5 連携協約の制度概要

出所) 総務省、共同処理制度の概要、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196080.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf)、令和2年10月29日取得

## (2) 協議会

- 協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。
- 協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。

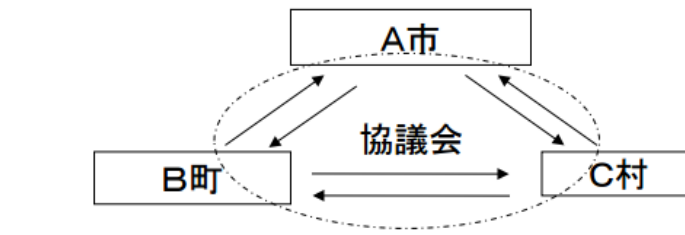


図 1-6 協議会の制度概要

出所) 総務省、共同処理制度の概要、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196080.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf)、令和2年10月29日取得

## (3) 機関等の共同設置

- 機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。
- 共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。

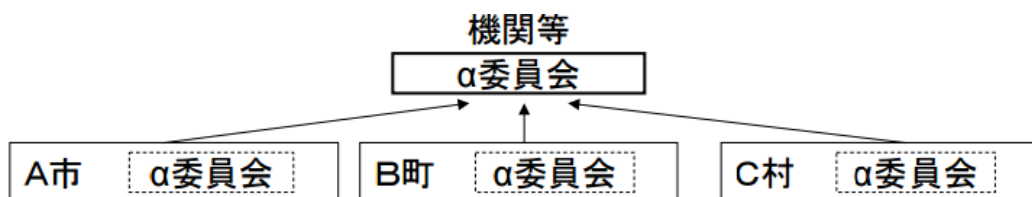


図 1-7 機関等の共同設置の制度概要

出所) 総務省、共同処理制度の概要、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196080.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf)、令和2年10月29日取得

#### (4) 事務の代替執行

- 事務の代替執行は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度である。
- 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を代替執行させる。
- 普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない。



図 1-8 事務の代替執行の制度概要

出所) 総務省、共同処理制度の概要、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196080.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf)、令和2年10月29日取得

#### (5) 事務の委託

- 事務の委託は、普通地方公共団体の行政権に係る事務の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。
- 普通地方公共団体は、それぞれの議会の議決を経て行う協議により規約を定め、事務を委託する。
- 事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



図 1-9 事務の委託の制度概要

出所) 総務省、共同処理制度の概要、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196080.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf)、令和2年10月29日取得

## (6) 一部事務組合

- 一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。（地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。）
- 一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

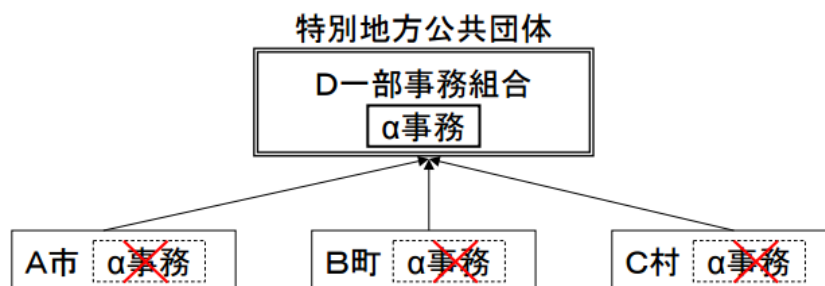


図 1-10 一部事務組合の制度概要

出所) 総務省、共同処理制度の概要、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196080.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf)、令和2年10月29日取得

## (7) 広域連合

- 広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。
- 一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。
- 広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

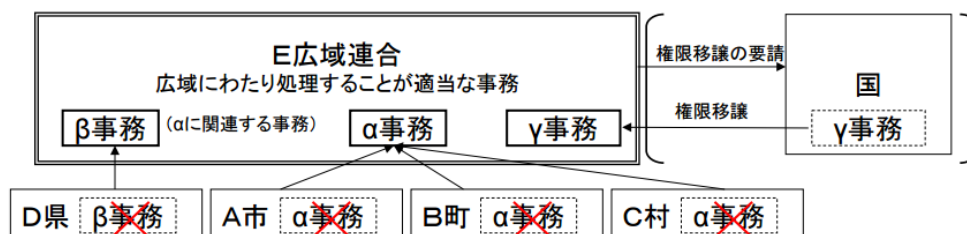


図 1-11 広域連合の制度概要

出所) 総務省、共同処理制度の概要、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196080.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf)、令和2年10月29日取得



### 1.2.2 地方自治法に依拠する広域連携スキームの設置までの手続の流れ

地方自治法に依拠する広域連携スキームの設置（締結）までの手続の流れを下図に示す。前項において傾向を整理したように、手続においてはいずれの手法においても議会などの議決を要するため、自主性・安定性が担保される長所を有する。

設置の手続について、協議会、機関等の共同設置、事務の委託は、関係普通地方公共団体の議会の議決を経て、協議により規約を定めて設置するものであり、一部事務組合、広域連合は、関係普通地方公共団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県知事に許可を申請（都道府県の加入するものについては総務大臣に許可申請）するものである。

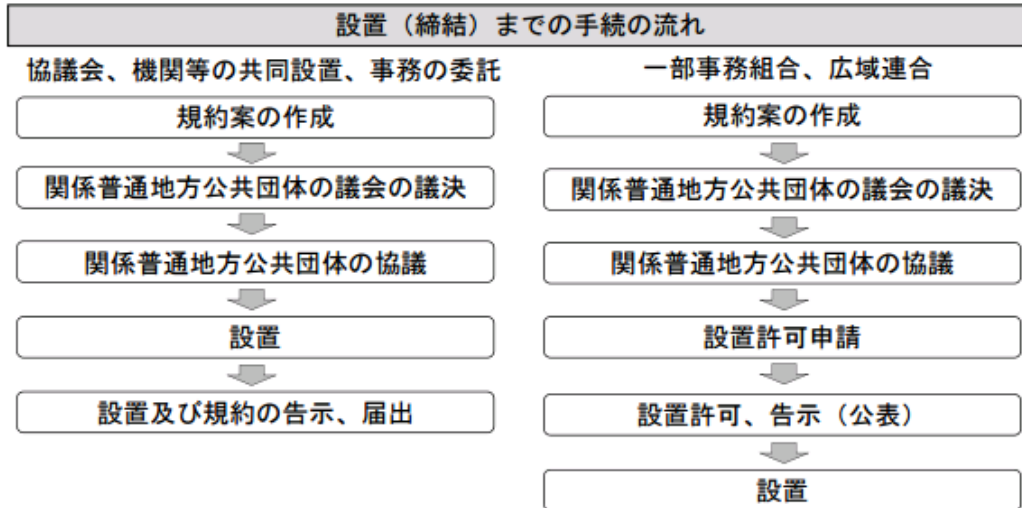


図 1-12 地方自治法に依拠する広域連携スキームの設置までの手続の流れ

出所) 一般財団法人自治総合センター、公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会報告書 ～ 公営企業の広域化・民間活用の推進について～（平成 27 年 3 月）

### 1.2.3 地方自治法に依拠しない広域連携の手法

地方自治法に依拠しない広域行政スキームの概要を下表に示す。

表 1-2 地方自治法に依拠しない広域行政スキームの概要

事業スキーム	概要	主な事務、実例
職員の相互併任による任意組織	要綱等を定めて、各構成団体から職員の派遣を受け、それぞれ他の構成団体の職員に相互に併任したうえで、任意組織を設けて事務処理を行うもの。服務や業務遂行体制などを適切に整理しておくことが必要。	地方税の滞納整理、広域観光振興
地方公共団体間での民事上の委託契約	契約により他の自治体に業務を委託するもの。民事上の委託契約においては、委託側の権限には変更がなく、契約であるため一方の意思で解消することも可能であり、議会の議決も不要。地方公共団体相互間の簡便な協力の一形態として、また実験的、試行的に協力を始める場合の当面の手段としての活用も可能。	ごみ処理委託、水質管理、工事の設計*
定住自立圏形成協定等の協定	圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づいて、中心市と周辺市町村が互いに連携・協力することにより、圏域の活性化を目指す取組。中心市と周辺市町村が議会の議決を経て「定住自立圏形成協定」を締結し、これに基づいて連携	—
共同発注（シェアードサービス）	複数の地方自治体が共同の事務をまとめて一つの民間事業者へ委託するもの。業務の一部を共同で発注するため、事業統合を前提とせず、複雑な手続も必要なく活用できる手法。	行政総務事務、コールセンター、経営管理、水道料金徴収

出所) 総務省「地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」、

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000051523.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000051523.pdf)、（令和2年10月29日取得）等より作成

出所) \*部分：南河内4市町村における下水道事務広域化に関する報告書

以下の（1）から（4）に、各事業スキームについて総務省「地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」における解説を引用して記載する。

#### (1) 職員の相互併任による任意組織

事業スキーム導入の初期コストが小さく、組織等の見直しが容易な仕組みである。あくまでも任意組織であることから、服務や業務遂行体制などに課題が生じやすい側面もある。ただし、職員が従事する併任先の団体の事務が、本来の所属団体の事務としても説明できるケースにおいては、職務専念義務の問題は生じない。他の団体の業務であっても派遣元の団体にとっても意義がある広域観光振興の場合や、住民税の徴収に関して都道府県職員が管内市町村の併任を受けて業務を行う場合、逆に市町村職員が都道府県の併任を受けて当該市町村に関わる都道府県の業務を行う場合などである。

#### (2) 地方公共団体間での民事上の委託契約

民事上の関係となるため、民間事業者に対する委託の場合と同様に、委託できる事務の範囲は事実行為に限られる点に留意が必要。

また、受託団体において、他の団体から契約に基づいて受託した事務が当該団体にとって「地域における事務」（地方自治法第2条第2項）といえるかどうかという課題がある。こ

れに対しては、費用対効果の面でメリットがあるなど、当該団体の事務の執行上も十分合理的である場合には、説明が可能であると考えられる。

<具体例>和歌山県北山村のごみ処理委託・大阪府南河内4市町村の下水道事務の委託

和歌山県北山村が上下北山衛生一部事務組合（構成団体：奈良県上北山村、下北山村）との間で、ごみの焼却について民事上の委託契約を締結。北山村は、ごみの収集・運搬を行い、上下北山衛生一部事務組合のごみ焼却場へ搬入し、焼却処分を行っている。

大阪府の南河内4市町村（富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村）は、下水道事務の広域化に向けて、連携を図っている。広域化の早期実現に向け、行政権の執行を伴わない事務について、先行して覚書や協定等を締結し、共同処理を実施している。

### (3) 定住自立圏形成協定等の協定

中心市と各周辺市町村の1対1の関係としているため、全団体の一致が必要ではないこと、締結・変更にあたって議会の議決を経ることとしていること、一方の市町村から廃止を求める通告があった場合には2年後の廃止を原則としていること等の特徴がある。

<具体例> 秩父広域市町村圏組合での水道事業広域化は「ちちぶ定住自立圏形成協定」を活用したものである。協定に基づき各種検討・審議会を設けて活動した後に、実際の広域化行政組織において事務の執行にあたる。

### (4) 共同発注（シェアードサービス）

シェアードサービスは、市町村や市町村各部署など様々な組織に分散している事務の中から作業結果が明確かつ反復的な事務を分離し、1ヶ所に統合するものである。統合の後、事務手順を標準化する等して効率性を高めることが可能である。

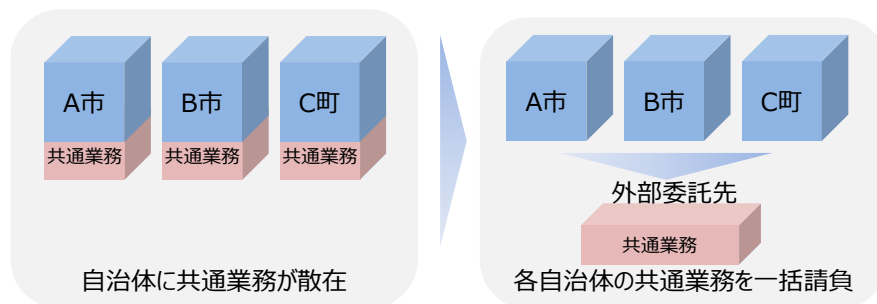


図 1-13 共同発注（シェアードサービス）の概要

シェアードサービスを導入しやすい事務として①標準化が可能、②作業プロセスが明確、③反復的発生の特長を有する事務が挙げられる。

自治体におけるシェアードサービスは、静岡県、大阪府など全国の道府県から始まり、最近では茨城県かすみがうら市、大阪府堺市、箕面市、福岡県北九州市などの市町村でも活用が進んでいる。

シェアードサービス（事務の共同委託）については、コストを下げる効果、委託等の規模を大きくして民間参入をしやすい効果等が見込まれる。これは、異なる地方自治体の公営企業間にも共通する業務（例えば水道事業の料金等徴収業務等）であって、特に契約更新

時期が同じ場合には導入が円滑であると考えられる。その場合、近隣市町村の状況（業務委託の範囲等）について、情報共有することが取組への第一歩となる。また、取組のきっかけとして、民間事業者側からの提案を受けることも有効である。

シェアードサービスにおける課題としては、地方自治体における委託範囲の違い等から共同できる相手を探すことができるか、受託適格業者の基礎的情報を得ることができるかといったことが考えられる。そのため、近隣市町村同士の勉強会や都道府県と市町村の勉強会、民間事業者との情報共有などにより、他団体との情報共有、連携を日頃から図ることが重要である。また、契約更新時において、民間事業者からの提案について適切な評価が行えず価格が高止まりになる懸念もあることから、要求水準の見直しや競争性の確保が課題であり、当初契約段階から対策を講じておく必要があるものの、今後の官民連携による広域化の手法として、活用が進むことが期待される。

### シェアードサービス事例：茨城県かすみがうら市・阿見町

同市町におけるシェアードサービスの活用事例を以下に示す。

表 1-3 かすみがうら市・阿見町におけるシェアードサービスの活用事例

項目	内容																
実施自治体	かすみがうら市、阿見町																
外部協力機関	第一環境株式会社																
検討期間	<p>検討期間は平成 25 年 2 月～平成 26 年 3 月の 1 年 1 ヶ月間。 検討から委託実施までの流れは以下の通り。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成25年2月～</td> <td>業者が首長に提案、担当課に検討指示</td> </tr> <tr> <td>平成25年8月～平成26年2月</td> <td>5市町村で5回の勉強会を開催、効果と課題の検討</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月</td> <td>両市町で「水道料金等徴収業務委託広域化推進に関する覚書」締結</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月～7月</td> <td>両市町で実務面を詳細協議</td> </tr> <tr> <td>平成26年9月</td> <td>受託者選定委員会（副市長、総務部長、外部有識者3名、住民代表1名の計6名）設立</td> </tr> <tr> <td>平成26年10月～11月</td> <td>案件公示（プロポーザル方式）、受託者選定委員会における審査、業者決定</td> </tr> <tr> <td>平成26年12月</td> <td>契約締結（委託期間 27 年度～31 年度の 5 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月～平成32年3月</td> <td>委託実施</td> </tr> </table>	平成25年2月～	業者が首長に提案、担当課に検討指示	平成25年8月～平成26年2月	5市町村で5回の勉強会を開催、効果と課題の検討	平成26年3月	両市町で「水道料金等徴収業務委託広域化推進に関する覚書」締結	平成26年4月～7月	両市町で実務面を詳細協議	平成26年9月	受託者選定委員会（副市長、総務部長、外部有識者3名、住民代表1名の計6名）設立	平成26年10月～11月	案件公示（プロポーザル方式）、受託者選定委員会における審査、業者決定	平成26年12月	契約締結（委託期間 27 年度～31 年度の 5 年間）	平成27年4月～平成32年3月	委託実施
平成25年2月～	業者が首長に提案、担当課に検討指示																
平成25年8月～平成26年2月	5市町村で5回の勉強会を開催、効果と課題の検討																
平成26年3月	両市町で「水道料金等徴収業務委託広域化推進に関する覚書」締結																
平成26年4月～7月	両市町で実務面を詳細協議																
平成26年9月	受託者選定委員会（副市長、総務部長、外部有識者3名、住民代表1名の計6名）設立																
平成26年10月～11月	案件公示（プロポーザル方式）、受託者選定委員会における審査、業者決定																
平成26年12月	契約締結（委託期間 27 年度～31 年度の 5 年間）																
平成27年4月～平成32年3月	委託実施																
委託期間	平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月																
導入趣旨・背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かすみがうら市、阿見町の水道関連業務等を受託している同一の民間事業者（第一環境株式会社）から、委託期間が終了する平成 26 年度末を前に、平成 27 年度以降、共同センターを開設し、上下水道料金等収納業務を集約・効率化すれば、委託料の削減が図れるとの提案を受けて検討開始。</li> <li>● 背景としては首長が導入に積極的であったことが追い風要因となった。</li> <li>● なお、当初案では、土浦市、稲敷市、美浦村を含む 5 市町村での検討を行っていたが 3 市村は導入を見送り。土浦市は上下水道料金等収納業務のサービス水準が低下懸念等から、稲敷市及び美浦村は委託業務を実施している市村職員の処遇等の課題が要因。</li> </ul>																
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託料 1,620 万円削減（2 事業体合計）、1 市当たり 12.7%減</li> <li>● 受電本数 20 本増加（1 日当たり）</li> </ul>																

出所) 公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会報告書

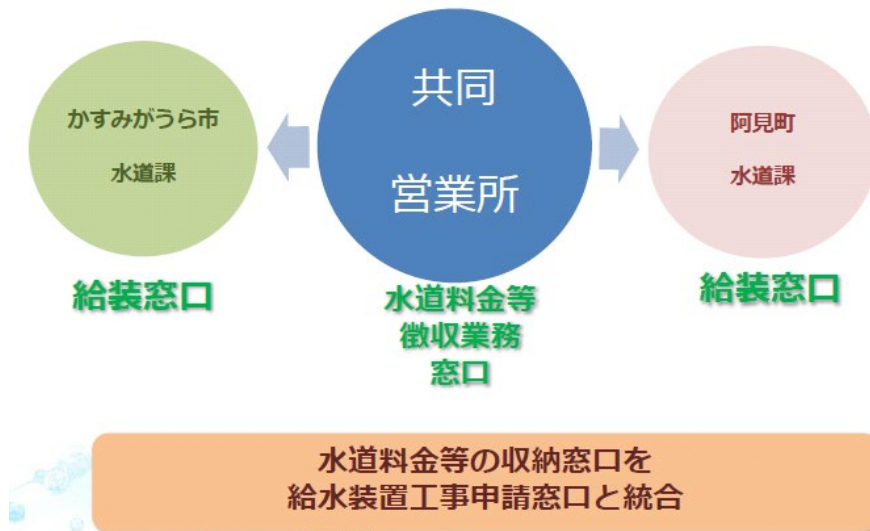


図 1-14 かすみがうら市・阿見町におけるシェアードサービス業務

出所) 第2回松江市上下水道事業の維持管理における公民連携研究会 資料4

【かすみがうら市における水道料金等委託費の推移(見込み)】

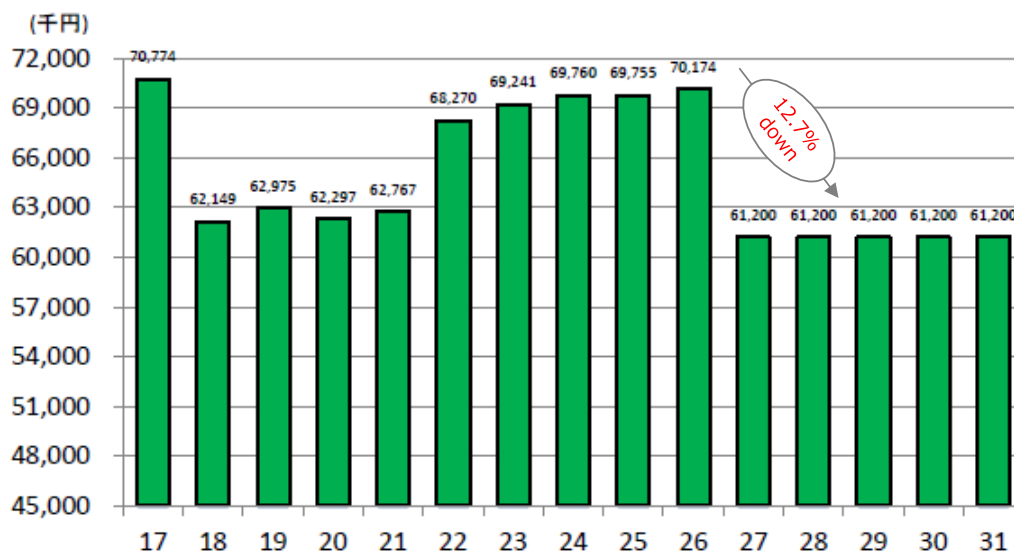


図 1-15 かすみがうら市におけるシェアードサービス活用時の委託費削減効果

出所) 総務省、「経営戦略」の策定推進について別添 1-1「水道事業・先進的取組事例集」p.52-61、平成28年1月26日をもとに一部エム・アール・アイリサーチアソシエイツ編集

### 1.2.4 地方自治法に依拠しない広域連携の事業スキームを実施するまでの手続の流れ

地方自治法に依拠しない広域連携の事業スキームを実施するまでの手続の流れを下図に示す。いずれの手法も議決や知事への届出等が不要であり、地方自治法に依拠する事業スキームに比して簡便である。一方で、相互併任や共同発注といった手法については連携する自治体間における協定書や覚書などの締結が必要となるほか、民事上の委託契約や共同発注においては契約の締結が必要となる。

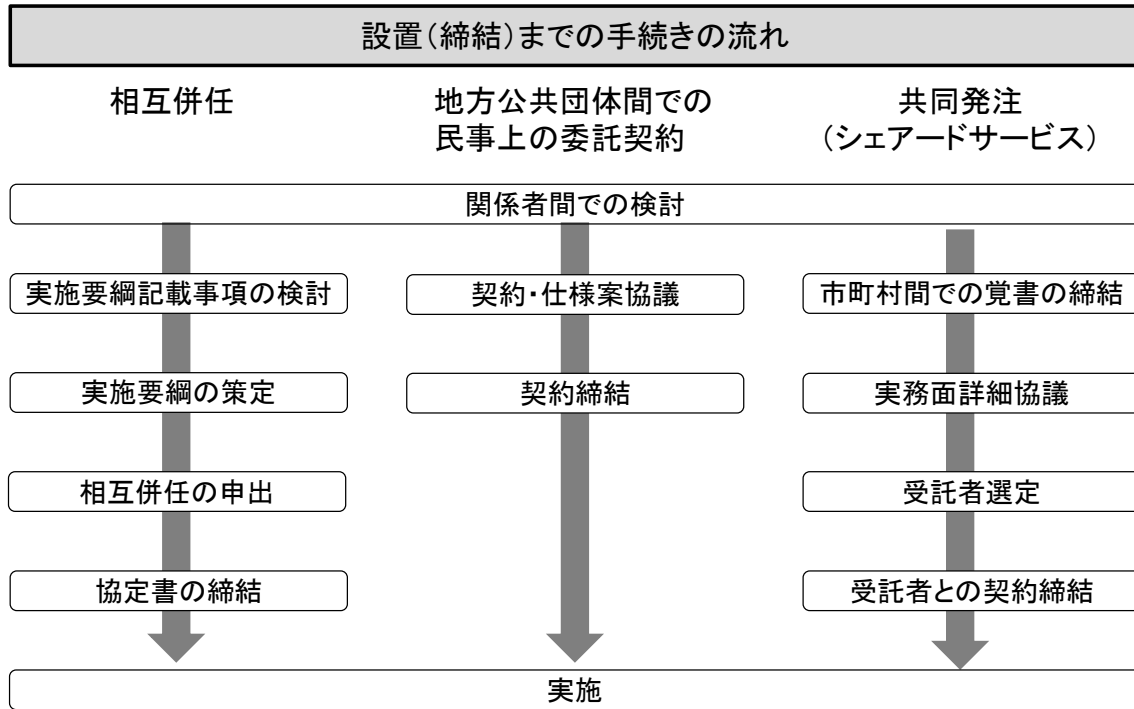


図 1-16 地方自治法に依拠しない事業スキームの実施までの手続の流れ

出所) 各種資料よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成(相互併任: 島根県及び市町村徴収担当税務職員相互併任制度の概要、シェアードサービス: かすみがうら市、阿見町事例等)

### 1.2.5 広域連携事務処理手法のメリット・デメリットの整理

各事業スキームの一般的なメリット・デメリットを次頁に示す。なお、得失の分類については、平成26年度広域浄化槽行政シミュレーション委託における事業スキーム別の評価指標を参考とした。

広域行政スキームの傾向を把握した上で、広域化・共同化を意図する事務に応じた広域行政スキームの選択・組合せが必要になる。具体的には、以下のような傾向がある。

- 柔軟性を求められる制度検討等業務: 協議会、職員の相互併任による任意組織、地方公共団体間での民事上の委託契約
- 反復性・標準化・ノウハウ蓄積を求められる制度運用業務: 共同発注(シェアードサービス)、一部事務組合又は広域連合、事務の委託又は事務の代替執行

表 1-4 広域連携事務処理手法のメリット・デメリットの整理

分類		事業スキーム	利点	欠点	簡便性	安定性	柔軟性	主体性
地方自治法に依拠	法人設立不要	連携協約	● 議会や管理者設置不要で簡素・効率的	● 基本的な方針及び役割分担を定めるものであり、具体的に事務を処理する方式は、別途検討が必要となる。	/	/	/	/
		協議会	● 反復性・標準化の難しい業務（制度検討等）に適する。	● 安定性に欠ける。反復性・標準化を求められる業務に向かない	○	○	○	○
		機関等の共同設置	● 権限移譲事務の処理等で実例があり、新規事務の処理に向く。	● 機関設置を新たに行うため、行政スキームの導入についても簡便性は無い。	△	○	×	○
		事務の代替執行	● 水道等での実績もあり、市町村間での利害一致があれば実現できる。	● 市町村間での利害一致については調整を要する。	△	○	○	×
		事務の委託	● 受託側に余地がある場合には円滑に委託が進む。	● 委託側の主体性が反映されにくい	△	○	○	×
	法人設立要	一部事務組合	● 資産保有や長期運用に向けた反復性・標準化を求められる業務（施設管理等）に適する	● 新設に伴う事務負担・役員報酬費用負担等が大きい。既存活用できる市町村に限られる。	新設× 既存△	◎	×	×
		広域連合	● 単独市町村で保有困難な高度専門業務等に適する	● 新設に伴う事務負担・役員報酬費用負担等が大きい。既存活用できる市町村に限られる。	新設× 既存△	◎	×	×
地方自治法に依拠しない	職員の相互併任による任意組織	● 簡素・効率的 ● 専門的職員の育成が見込める	● 安定性・継続性に欠ける。責任の帰属や職員の身分取扱いの明確化が困難。	◎	×	◎	△	
	地方公共団体間での民事上の委託契約	● 簡素・効率的 ● 柔軟に事務の選択的委託が可能	● 「地域における事務」（地方自治法第2条第2項）である合理的説明を要する ● 安定性に欠ける。	◎	×	◎	△	
	定住自立圏形成協定等の協定	● 他の行政課題との連携、圏域での検討が可能	● 定住自立圏の中心市となる市に限られる	×	×	×	○	
	共同発注（シェアードサービス）	● 簡素・効率的であり、委託でなく発注（外部発注）での処理が可能。段階的発注の見直し等も可能。	● 反復性・標準化・明確化の難しい業務（制度検討等）には不適。	◎	△	◎	○	

注釈) ◎：事業スキーム中でもっとも優れる、○：他の事業スキームに比して優れる、△：他の事業スキームに比して劣る、×：事業スキーム中で最も劣る。

出所) 平成26年度広域的浄化槽行政シミュレーション委託報告書、総務省「地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」をもとにエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成。

### 1.3 事務委託や PFI を活用するための法的課題の整理

本事業に係る法律等として、地方自治法、浄化槽法、PFI 法、補助金適正化法、各種実施要領等の諸規則との法的課題について整理した。

#### 1.3.1 地方自治法

地方自治法においては、地方自治体間での事務の広域化・共同化について規定されており、当該規程に準じた広域連携を行う場合には、その事務内容が法において規定されている内容であるかを確認すること、また広域連携スキームの実施にあたっては所定の手順・プロセスを経ることが課題として挙げられる。

地方自治法に依拠した広域連携スキーム・手法については前節にて整理した。

#### 1.3.2 浄化槽法

浄化槽法及び諸規則においては自治体間での事務委託に係る規程はない。他方で、本事業に対しては、主に浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽に係る諸規則との整合が課題となる。

浄化槽処理促進区域については、浄化槽法第 12 条の 4 において「市町村は、当該市町村の区域（中略）のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽による（中略）適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができる。」とされていることから、市町村らが構成する広域的な組織により事務を行う場合には、当該組織を市町村と見做して差し支えないかの整理が課題となる。

公共浄化槽については、特に第 12 条の 5 において「市町村は、浄化槽処理促進区域内に（中略）浄化槽を設置しようとするときは、（中略）浄化槽の設置に関する計画（以下「設置計画」という。）を作成するものとする。」とされていることから、市町村らが構成する広域的な組織により事務を行う場合には、当該組織を市町村と見做して差し支えないかの整理が課題となる。同じく、第 12 条の 6 から第 12 条の 17 までの各条文において「市町村」と表記される箇所について同様の課題がある。

#### 1.3.3 PFI 法

PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）においては、PFI 事業を実施するにあたっての実施方針の作成・公表、PFI 事業の実施手続が示されており、これらの規程に準じて事業を実施することが課題である。本県においては PFI 導入の手引きなどが整備されており、この手順に従い、PFI 実施による財政負担見込額の算定・比較などをはじめとした検討や実施方針策定などを行っていくことが課題である<sup>3</sup>。

#### 1.3.4 補助金適正化法

補助金適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）は、補助金の予算執行・決定の適正化を目的とし、国による補助事業の遂行・返還などを規定する法律である。

事務委託による広域連携手法においては、事務委託元が補助金事業者等<sup>4</sup>で、民間事業者への業務発注

<sup>3</sup> 埼玉県、PFI 事業の概要、<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0107/zaiseitantou/pfijigyou.html>、2020 年 10 月 22 日取得

<sup>4</sup> 用語定義については補助金適正化法の定義に準じる。e-Gov、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=330AC0000000179](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=330AC0000000179)、2020 年 10 月 22 日取得



を広域的組織が間接補助事業者等として行う場合が想定される。補助金適正化法における直接補助と間接補助の例を下図に示す。

図1 事業実施主体としての市町村等に対して直接に間接補助金等が交付される場合

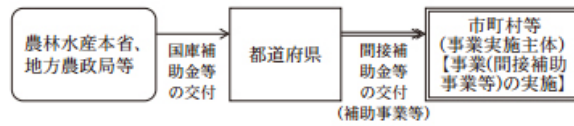
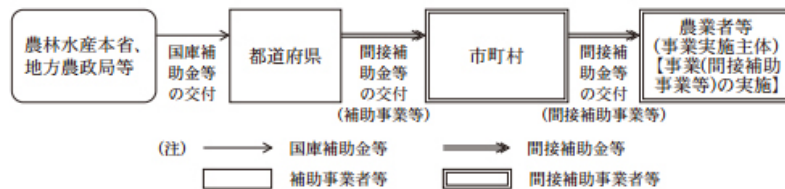


図2 事業実施主体の農業者等に対して間接に間接補助金等が交付される場合



(注1) 間接補助金等 国庫補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該国庫補助金等の交付の目的に従って交付する補助金等

図 1-17 補助金適正化法における直接補助と間接補助

出所) 会計検査院、平成 23 年度決算検査報告、補助事業者等に間接補助金等を交付させる方式により実施する事業について、実績報告書の審査マニュアルを改正することなどにより、間接補助金等の交付手続を適切に行うよう改善させたもの、<https://report.jbaudit.go.jp/org/h23/2011-h23-0471-0.htm>、2020 年 10 月 22 日取得

間接補助については、平成 23 年度に会計検査院による農林水産省への指摘<sup>5</sup>が行われ、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について」（昭和 30 年 11 月 17 日財務局長事務連絡）の徹底と事業期間内での間接補助金等の交付完了確認の厳格化が示されている。従来、浄化槽に係る補助金の実績報告については補助金の直接補助事業者等が 3 月 31 日までの実績をもとに実績報告を行うところであるが、本事業においては、当該年度内（3 月 31 日まで）に補助事業者等が間接補助事業者等から実績報告書等を受け取ることでできる事業計画とするなどの課題がある。

### 1.3.5 各種実施要領等

本事業に係る各種実施要領等として、循環型社会形成推進交付金実施要領、公営企業会計に係る実施要領に係る課題を整理した。

#### (1) 循環型社会形成推進交付金実施要領

循環型社会形成推進交付金は、浄化槽を含む廃棄物処理施設を対象に、環境省が交付する補助金である。公共浄化槽等整備推進事業は、循環交付金の交付対象事業であり、交付対象事業者は「公共浄化槽等整備推進事業を実施する地方公共団体及び PFI 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業として公共浄化槽等整備推進事業を実施する市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。）」としている。

<sup>5</sup> 会計検査院、平成 23 年度決算検査報告、補助事業者等に間接補助金等を交付させる方式により実施する事業について、実績報告書の審査マニュアルを改正することなどにより、間接補助金等の交付手続を適切に行うよう改善させたもの、<https://report.jbaudit.go.jp/org/h23/2011-h23-0471-0.htm>、2020 年 10 月 22 日取得

循環型社会形成推進交付金実施要領においては、補助金適正化法における間接補助の形態での交付を想定しておらず、この形態での交付が可能であるかの整理が課題である。かつ、事務の委託を受けた広域的組織（例えば本県）を直接補助事業者として、公共浄化槽等整備推進事業の交付対象自治体となり得るかの整理が必要である。

## (2) 公営企業会計に係る実施要領（繰入基準等）

公共浄化槽事業は、特別会計事業ないし公営企業事業として実施される。同事業の実施にあたっては、総務省通知「地方公営企業繰出金について」<sup>6</sup>において示される、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われている。

広域化・共同化に要する経費は「一般会計等において負担すべきこととされた経費」とされ、繰出し基準額は「令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に8/10を乗じて得た額」とされている。従って、繰出金に関する課題は、当該基準における資本費の考え方についての整理である。

また、県などの広域組織が市町村等から事務委託を受け広域的に公共浄化槽事業を行う場合、企業会計はどの主体が持つべきであるかといった点の整理も課題となる。ここで、流域下水道等については市町村ごとに設置される性質のものであるが特別会計は県が設置するなどの整理がなされていることを鑑みると、市町村単位での会計設置ではなく広域組織の単位で1つの会計とすることが一案である。

### 1.4 市町村での公共浄化槽条例制定等手続に関する検討

市町村が公共浄化槽等整備推進事業に着手するにあたり、実施する必要がある手続について検討を行った。検討結果は次頁に示す。

市町村が公共浄化槽等整備推進事業に着手するにあたり、まず公共浄化槽等整備推進事業を導入するかの意思決定を行う。導入を決定した後、事業計画及び財政計画を設定する。計画を作成した後に、起債についての協議を行い、特別会計の設置の手続を実施する。この際に、原則不要であるものの、必要に応じて特別会計の設置に関する条例を制定する必要がある（地方自治法第209条及び地方公営企業法17条<sup>7</sup>）。特別会計を設置した後に、議会の承認を受け予算が成立する。続いて、可能性調査を必要に応じて行うとともに、起債の本申請を行う。

これらの手続を実施・開始したうえで、市町村は事業の実施に係る条例を制定する。条例には、整備区域、浄化槽の整備及び管理に関する事項について条例で定めることが必要となる（浄化槽法第12条の17）。特に、公共浄化槽の使用に係る料金の徴収方法（浄化槽法第12条の14）、分担金の賦課、加入金及び手数料の徴収方法（地方自治法228条）については、条例でこれを定めることとされている。

最後に、必要に応じて市町村は住民に対する説明会を開催し、事業を開始する。

公共浄化槽等整備推進事業の事務を広域化するにあたっては、県も手続を行うことが必要になる。事業主体が市町村から県に移行する場合には、特別会計の設置や交付金の申請、事業の実施に関連する条例制定に係る手続等を、県が代表して、あるいは県と市町村がともに実施することが必要になる場合がある。市町村は、県及び関係府省と協議・連携して広域化に係る手続を進めることとなる。

また、市町村又は事務委託を受けた県が公共浄化槽等整備推進事業をPFIで実施する場合には、事業計

<sup>6</sup> 総務省、令和2年度の地方公営企業繰出金について（通知）、[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000609743.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000609743.pdf)、令和2年10月22日取得

<sup>7</sup> 水道事業特別会計設置条例制定の要否に関する会計学的研究—地方自治法、地方財政法及び地方公営企業法の沿革—（2012）石崎善隆、広島大学マネジメント研究、13、133-151、[https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/3/34885/20141016203510460949/HUMR\\_13\\_133.pdf](https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/3/34885/20141016203510460949/HUMR_13_133.pdf)、令和2年10月29日取得

画を設定する前に、PFI 導入可能性調査および事業手法の比較・決定を行う必要がある。PFI を実施するにあたっては、市町村は事業の実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする PFI 法 5 条に規定されているためである。また、特別会計の設置に関して議会の承認を得た後、可能性調査や起債本申請の手続を始める前に、特定事業の設定および公表、ならびに民間事業者の選定及び協定・年度契約を締結する必要がある。

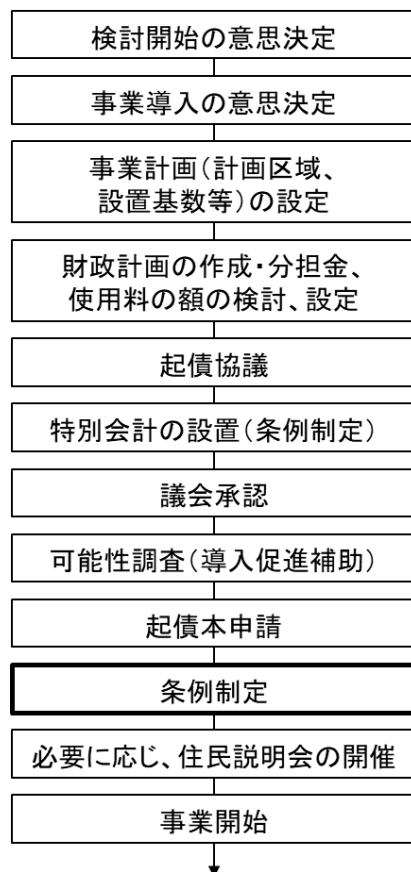


図 1-18 公共浄化槽等整備推進事業開始までの市町村の条例制定等の手続

出所) 埼玉県 浄化槽「市町村整備型」導入マニュアル Ver.2 を基に作成、  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/documents/190225manual.pdf>、令和 2 年 10 月 28 日取得

### 1.5 市町村から県への事務委託の手順に関する検討

市町から県への事務委託を行うためには、広域化する事務の種類を整理・検討したうえで、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定を根拠にした法律行為にあたる事務の委託、あるいは事実行為にあたる民事上の委託に関する手順をとる必要がある(参考: 図 1-2)。

法律行為にあたる事務委託の手順を下図に示す。初めに、地方公共団体間で協議を行い、その後それぞれの首長が議案を議会に提出する。議会で議決されたら、各地方公共団体の首長が協議を行ったうえで、告示および総務大臣あるいは県知事への委託の届出を行うことで事務を委託できる。

事実行為にあたる事務は、下図に示した議会の議決や委託の届出は実施する必要はなく、地方公共団体間で協議したうえで、民事上の委託によって中核となる地方公共団体に事務を集約し、共同処理を行うことになる。手続の詳細は、図 1-16 に示している。

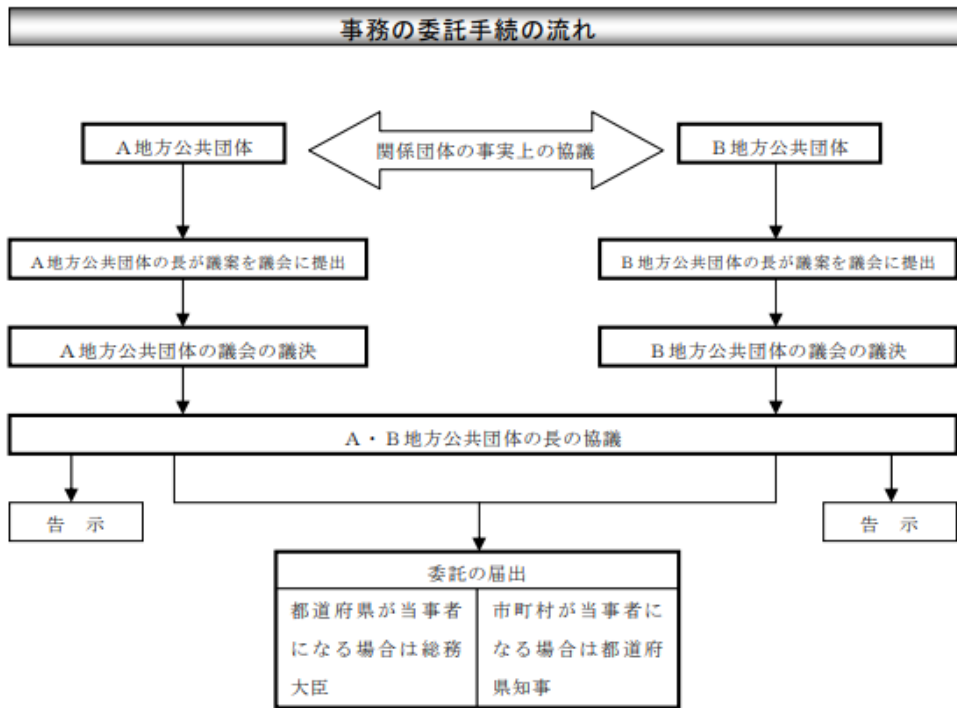


図 1-19 地方自治法に依拠する市町から県への事務の委託の手順

出所) 新潟県 広域行政事務の手引き、<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/143735.pdf>、2020 年 10 月 28 日取得

### 1.6 事業課題の概要整理

本章において整理した広域連携手法と各手法を取る上での法的課題を整理した。1.2.5 項において整理したように、広域連携手法については、協議会、事務の委託、既存一部事務組合の活用、共同発注といった手法が複数の観点においてメリットを有しており、候補となり得る。法的課題については 1.3 項に示したように、特に浄化槽法や交付要綱において、広域連携する際の公共浄化槽事業実施主体が市町村でなく他組織となる際の整理が課題になる点が挙げられる。広域連携手法別に、法的課題が所在するかの整理を下表に示す。下表の整理に基づく事業スキームの検討結果は次章に示す。

表 1-5 広域連携手法別の法的課題の所在と解決の必要性の整理

法律・諸規則等	課題	協議会	既存一部事務組合の活用	事務の委託	共同発注
浄化槽法	公共浄化槽事業の実施主体として都道府県や他市町村による代行が可能であるかの整理	必要：都道府県の場合、性質が著しく異なるため、根本的な検討を要する			不要
補助金適正化法	循環型社会形成推進交付金について間接交付が認められるかの整理	必要：間接交付を行うことは現状想定しておらず検討を要する			不要
循環型社会形成推進交付金実施要領	他団体へ委託金の形で拠出する財政メカニズムが可能かの整理	必要：現状、浄化槽設置の交付金の使途として委託費を設定しておらず、費目の設定が必要。他方で計画策定や PFI 事業選定に関しては委託費として費用計上が可能			不要

## 2. 事業実施体制等の検討

### 2.1 事業スキーム及び事業管理体制の検討

事業の円滑な実施にあたって具備すべき事業スキーム及び事業管理体制、事業主体間での役割・リスク分担案等について検討した。

#### 2.1.1 事業スキームの検討

前章までの整理に基づき作成した事業スキーム案を下図に示す。

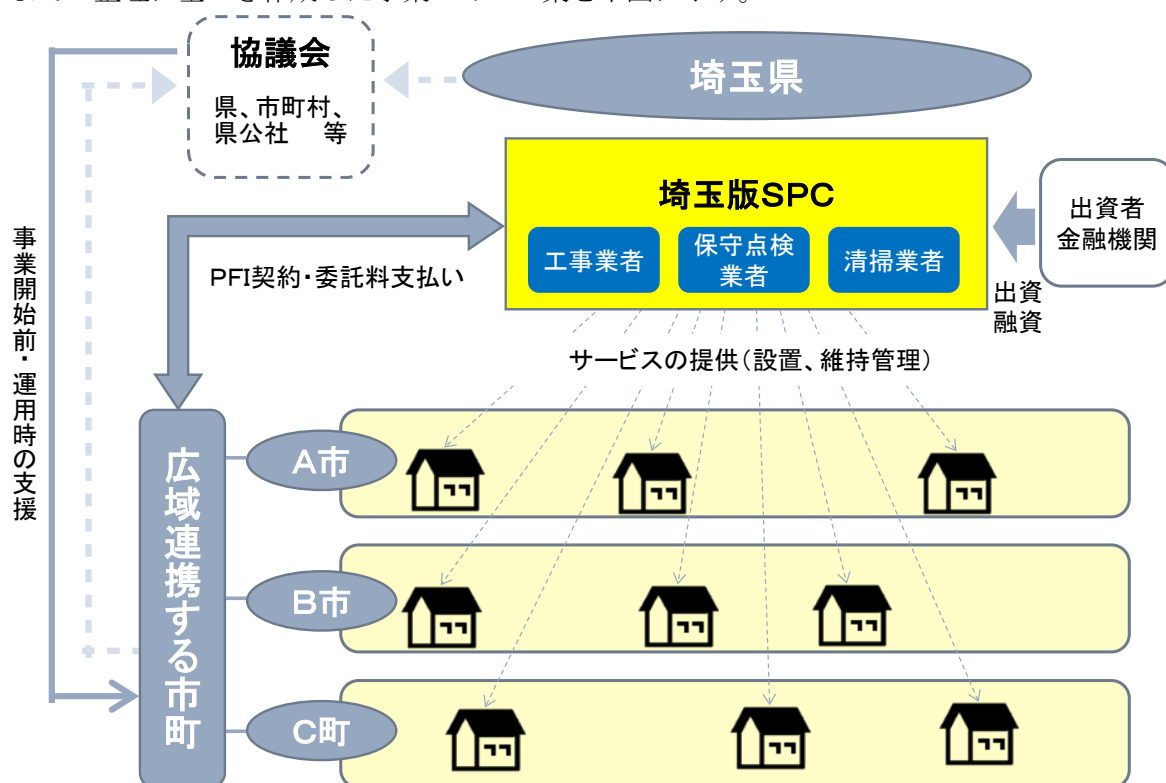


図 2-1 事業スキーム案

上図の事業スキーム案における、実施主体別の役割を次表に示す。

埼玉県を主体とする協議会は、県・広域連携する市町村・県関連団体等で構成され、事業の円滑な開始や運用を目的に、市町村事務（特に、市町村にとって負荷の高い事務）の支援や、広域的な事業管理の役割を担う。

広域連携する市町村は、協議会の支援に基づいて各市町村で PFI 事業者の公募～契約、公営企業会計の設置等の事業の運営主体として必要な業務を遂行する。

広域 SPC<sup>8</sup>（上図の埼玉版 SPC）は、複数市町村の事業者等で構成され、事業者は各市町村との契約に基づき、浄化槽の設置～維持管理とそれに紐づく事務処理等を行うことで、住民に適切な汚水処理サービスを提供する。

<sup>8</sup> SPC とは、Special Purpose Company の略で、特別目的会社とも呼ばれ、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のことである。

表 2-1 実施主体別の役割（案）

実施主体	役割
埼玉県（を主体とする協議会*） *協議会：構成員は県、広域連携する市町村、県関連団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PFI 事業者の選定支援</li> <li>● 設置計画の策定支援</li> <li>● 業務スキーム設計</li> <li>● 状況監視（整備進捗状況の確認等）</li> </ul>
広域連携する市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代表市町村による PFI 事業者の公募・選定</li> <li>● 市町村事務（処理促進区域の指定、公共浄化槽設置計画策定、同意取得）</li> <li>● 公営企業会計の設置、予算要求・議会承認</li> <li>● PFI 事業発注</li> <li>● 市町村内の浄化槽整備や事業者に係る情報提供</li> <li>● 協議会への参加</li> </ul>
広域 SPC	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浄化槽の設置～維持管理</li> <li>● 会計事務</li> <li>● 公共浄化槽に係る情報管理（維持管理履歴・記録の入力・保管）</li> </ul>

## 2.1.2 事業管理体制の検討

### (1) 業務内容

公共浄化槽の広域整備に必要な業務内容、想定単工数、実施主体案を導入と運用のフェーズに分けて下表に整理した。実施主体案については、埼玉県と協議の上、設定した。設置に伴う業務・維持管理に伴う業務・管理業務の想定単工数については、既存市町村における業務量の実績を参考に設定した。

表 2-2 業務内容と実施主体案（導入フェーズ）

業務項目	内容	想定 単工 数	(単位)	実施主体案
協議会の設立に伴う業務				
協議会の設立	協議会の規約案作成	—	—	協議会 構成員
公共浄化槽の導入に伴う業務				
浄化槽処理促進区域の 指定	浄化槽処理促進区域の指定	—	—	市町村
条例制定	公共浄化槽事業に係る条例の制定	—	—	市町村
設置計画の作成支援	設置計画の枠組み作成支援	—	—	協議会 構成員
設置計画の作成	浄化槽法第 5 条の届出に準ずる設置計画の 作成	—	—	市町村
設置同意取得	建築物の所有者より設置に係る同意取得	—	—	市町村
設置の通知	設置後に建築物の所有者に設置した旨を通知	—	—	市町村
PFI 事業者の選定・委託契約に伴う業務				
PFI 事業者の選定支援	PFI 事業者の選定アドバイザリ	—	—	協議会 構成員
PFI 事業者入札、契約	業務予算措置に係る庁内事務	15.5	h/回	市町村

業務項目	内容	想定 単位 工数	(単位)	実施主体案
PFI 事業者入札、契約	入札説明書等の作成、入札公告質問対応	7.75	h/回	市町村
PFI 事業者入札、契約	入札執行、契約締結処理	2	h/回	市町村
設置に伴う業務				
設置広告、勧誘	制度の周知、単独転換啓発に係る資料作成等準備	7.75	h/点	SPC
設置広告、勧誘	制度の周知、単独転換啓発に係る戸別訪問	0.5	h/戸	SPC
設置事前相談	事業者、設置者による相談	0.5	h/人	SPC
現地確認	確認対象戸数	2	h/戸	SPC
申請書類審査	申請件数	0.5	h/件	SPC
工事業者契約	契約額（出来高）の支払	1	h/回	SPC
工事検査	工事現場確認	1	h/件	市町村
設置届申請審査	申請件数	0.5	h/件	SPC
分担金徴収	徴収のお知らせの作成	0.5	h/件	SPC
分担金徴収	徴収状況の確認・督促	0.5	h/件	市町村

注記) 想定単位工数は、既存市町村における業務量の実績に基づく数値のため、公共浄化槽事業の実務に係る工数を対象とし、協議会の設立・運営や事業開始前の業務については除外した。

広域連携する市町村で共通化できる事務に下線を引いた。

表 2-3 業務内容と実施主体案（運用フェーズ）

業務項目	内容	想定単位 工数	(単位)	実施主体 案
協議会の運営に伴う業務				
協議会の運営	会議での検討事項の整理、資料作成、会議の開催	—	—	協議会 構成員
PFI 事業者の委託契約に伴う業務				
PFI 事業者入札、契約	契約額（出来高）の支払	1	h/回	市町村
維持管理に伴う業務				
保守点検業者契約	契約額（出来高）の支払	1	h/回	SPC
管理記録作成	台帳への管理記録の入力	0.1	h/件	SPC
業務検査	保守点検記録の確認	0.1	h/件	市町村
業務検査	委託内容の報告、検査	2	h/回	市町村
清掃業者入札、契約	契約額（出来高）の支払	1	h/回	SPC
清掃量指示	引抜量の指定	0.1	h/件	SPC
清掃記録作成	台帳への記録の入力	0.1	h/件	SPC
業務検査	清掃記録の確認	0.1	h/件	市町村
業務検査	委託内容の報告、検査	2	h/回	市町村
7条、11条検査受検	検査対象リストの整理	2	h/回	SPC
7条、11条検査受検	検査機関への依頼	1	h/回	SPC

業務項目	内容	想定単 位工数	(単位)	実施主体 案
7条、11条検査受検	検査機関への支払	1	h/回	SPC
検査記録作成	台帳への記録の入力	0.1	h/件	SPC
検査結果への対応	<u>概ね適正、不適正への対応検討</u>	0.25	h/件	SPC
苦情等への対応	現地確認、対応検討	3	h/件	SPC
管理業務				
特別会計事務	台帳より公営企業会計決算書類の作成	15.5	h/回	市町村
補助申請事務	国費の要求	14	h/件	市町村
使用料に関する事務	使用料の徴収			SPC

注記) 広域連携する市町村間で共通化できる事務に下線を引いた。

## (2) リスク分担案

環境省「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を参考に、リスク分担表を作成した。本事業においては、広域連携する各市町自と SPC が契約を結ぶため、個別にリスク分担を整理する必要がある。

表 2-4 自治体と SPC のリスク分担

リスク項目	リスク内容	リスク分担			
		自治体		SPC	
共通リスク	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○)	自治体は右活動に資料提供等で協力する。	○	住民説明及び関連諸費用(会場設営、資料作成等)は SPC が負担する。
	住民からの浄化槽設置申請数の目標未達	—		○	
	制度変更に伴う条例等の重要な変更、事業スキームの重要な変更に起因する事業の遅延、契約解除	○	自治体に起因する契約解除規定により対応する。	—	
	不可抗力(自然災害等)による事業続行不可	○	不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPC に契約解除金を支払う。	(○)	不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPC は契約解除に伴う一部費用を負担する。
設置段階リスク	設置届、工事完了届等、法定要件に係るトラブル	—	トラブルに起因して自治体が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	工事計画・工事費を巡る住民とのトラブル	—	トラブルに起因して自治体が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	工事の実施に伴う住民近隣とのトラブル	—	トラブルに起因して自治体が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。



リスク項目	リスク内容	リスク分担			
		自治体		SPC	
	工事中の自然災害による設備損壊	—		○	SPC がすべて責任を負う。 SPC は保険で対応
維持管理段階リスク	保守点検、法定検査等、法定要件に係るトラブル	—	トラブルに起因して自治体が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	保守点検、法定検査に係る機能不全、使用者とのトラブル	—	トラブルに起因して自治体が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	想定外維持管理費用の発生	—	トラブルに起因して自治体が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	不可抗力（自然災害等）に起因するもの以外、SPC がすべて責任を負う。 不可抗力（自然災害等）時は、契約解除規定に基づき、契約解除が可能である。
資金調達・支払段階リスク	SPC の破綻、契約解除時における損害の発生	○	契約解除の原因者が負担する。	○	契約解除の原因者が負担する。
	SPC の破綻、契約解除時における修復費用の発生	○	自治体が負担する。 SPC に破綻保険の付保を要求する。	(○)	
	SPC の破綻、契約解除時における債権者への支払	—		○	SPC が負担する。 自治体への遡及は不可とする。
	市町村の買取費用・委託費の支払遅延	○	自治体は SPC の経過金利負担等の損害を賠償する。	—	

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。

### (3) PFI 事業者の要件

PFI 事業者の要件として、既存の市町村整備推進事業の PFI 事業発注において定める要件に加え、広域的な公共浄化槽整備を円滑に進めるための要件設定が必要である。前項までの検討結果を踏まえると、浄化槽整備に係るほとんどの業務は SPC が遂行するため、事業の中核的な役割を担う組織として、多様な主体を取りまとめる経営管理体制が求められる。

埼玉県嵐山町の PFI 事業では、収益配分の工夫や SPC による設置・維持管理・清掃の各社に対する間接業務の支援（見積、書類作成、機材共有など）、構成員幹部企業による意思決定会議の設定、適正な見積に基づく各社合意を事前に得る等、SPC が事業の中核的な役割を担い、事業の成功要因となっている。

本事業を円滑に進められる経営管理体制を構築するために追加する要件は、以下のとおり。

- 情報管理：SPC 構成企業や県、市町村との情報連携体制（連絡手段、定例報告会の設定等）やデータ管理（電子台帳の管理・整備等）の工夫等
- 財務管理：収益配分の工夫、SPC 構成企業各社に対する間接業務の支援
- 意思決定プロセス：構成員幹部企業による意思決定会議の設定、適正な見積に基づく各社合意の事前聴取等

PFI 事業者の要件案を次頁に整理した。

表 2-5 PFI 事業者の要件案

項目	内容
(1) 組織形態	<p>ア. 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループのいずれかとする。</p> <p>イ. 応募者は、PFI 事業の契約に先立ち特別目的会社（以下「SPC」という。）を株式会社として対象地域内に設立しなければならない。</p> <p>ウ. 民間企業グループは、その中の 1 社を代表民間企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。</p>
(2) 応募者の構成	<p>応募者の構成は、次のアからオまでのすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア. 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。</p> <p>イ. 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特別の事由があると委託団体が認定した場合には、この限りではない。</p> <p>ウ. 応募者の構成員以外の民間企業で、PFI 事業開始後、SPC から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。</p> <p>エ. 民間企業グループの構成員となった者は、他の民間企業グループの構成員になることはできないものとする。ただし、委託団体と SPC との PFI 事業の契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、協力企業となることはできるものとする。</p> <p>オ. 委託団体と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が、応募者の構成員として参加していないこと。</p>
(3) 欠格条項	<p>次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。</p> <p>ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者</p> <p>イ. 委託団体の指名停止措置を受けている者</p> <p>ウ. 最近 1 年間に於いて、法人税、消費税若しくは法人事業税、地方税又は委託団体に対する公租公課を滞納している者</p>
(4) 業務執行能力及び財務能力	<p>ア. 第一期事業を PFI 事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。</p> <p>イ. 第一期事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。</p>
(5) 経営管理体制	<p>応募者の経営管理体制は、次のアからウまでのすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア. <u>SPC 構成企業や県、市町村との情報連携体制（連絡手段、定例報告会の設定等）やデータ管理基盤（電子台帳の管理・整備等）を備えていること。</u></p> <p>イ. <u>SPC 構成企業の収益配分、整備効率化に向けた間接業務集約支援等の内容が明確であること。</u></p> <p>ウ. <u>構成員による意思決定会議プロセスが明確であること。</u></p>
(6) 留意事項	<p>ア. 浄化槽の建設業務、維持管理等業務の実施に当たっては、関係法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者がその資格のすべてを取得している必要はない。この場合、応募者は、提案書において、必要な業務を他に請け負わせる等により、自らの責任において当該業務を遂行する能力があることを証明すること。</p> <p>イ. 構成員は設立される SPC に出資すること。また、代表企業は構成員の中の 1 社</p>

項目	内容
	<p>とすること。代表企業の出資比率は後に公表する。</p> <p>ウ. PFI 事業者は、事業契約締結後、速やかに本業務推進のための建設業務、維持管理等業務に係る基本的な業務分担表を委託団体に提出し、着工までに委託団体から承認を得るものとする。</p> <p>エ. PFI 事業者は、PFI 事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、募集要項では、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参入者を広く求めるものとする。</p>

注釈) 広域化にあたり注視すべき事項に下線を付した。

出所) 嵐山町管理型浄化槽整備推進事業に関する実施方針 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/kaikaku-pfi/documents/582484.pdf>) をもとに作成。

## 2.2 事業成立性の検討

事業成立性の検討にあたっては、県内市町村をモデルに、埼玉県内で公共浄化槽整備が未実施の市町を対象として、以下に示す複数の広域連携パターンを設定の上、事業収支と SPC への委託料の試算、事業収支算定結果を用いて連携等の有無に応じた比較、及び事業実施による効果を示した。なお、広域統合組織は、飛び地市町間での広域連携事業にあたって、SPC 組成時の県内事業者間の仲介や、SPC 運用時の業務連携（電子システム等を利用して各市町の整備状況の管理）の役割を担う。

表 2-6 広域連携パターンの設定

広域連携パターン	【広域連携パターン1】 近隣市町との広域連携	【広域連携パターン2】 飛び地3地域における 広域連携	【広域連携パターン3】 飛び地2地域における 広域連携
モデル地域	児玉郡市（本庄市、上里町、神川町、美里町）	児玉郡市、上尾市、鴻巣市	児玉郡市、越谷市
年間整備基数	児玉郡市：100基	児玉郡市：100基 上尾市・鴻巣市：200基	児玉郡市：100基 越谷市：300基
連携体制図			
備考	—	他2パターンより広域連携する対象地域数が多い	越谷市は他2パターンの対象地域より1市あたり整備基数が多い

## 2.2.1 事業成立性の検討に係る条件設定

本項では、各広域連携パターンの事業成立性の検討に係る条件を整理した。パターン別の事業収支計算は2.2.2以降に示した。

### (1) 事業計画の設定

試算の前提とした事業計画の概要（モデル地域の1市町当たり）を下表に示す。なお、各事業計画の試算に適用した条件には○を示した。

表 2-7 事業計画の概要（1市町当たり）

項目	内容		詳細	個人 設置	単独 公共	広域 直営	広域 PFI
事業開始 年度	令和3年度			○	○	○	○
年間整備 基数	児玉郡市	100基	5人槽：7人槽＝4：6の割合で設定。	○	○	○	○
	上尾市・ 鴻巣市	200基					
	越谷市	300基					
減少基数	5基		15年目以降、毎年5基ずつ減少	—	○	○	○
戸別訪問	300件		単独転換、法定検査受検周知を実施。	○	○	○	○
情報整理	児玉郡市	800件	事業期間（30年間）における全対象 基数の年平均値を設定。 情報整理：設置状況の把握・入力、保 守点検・清掃・法定検査結果の把握・ 入力、台帳精査	○	○	○	○
	上尾市・ 鴻巣市	1,700件					
	越谷市	2,400件					
整備期間	10年			○	○	○	○
事業期間	30年		地方債償還・維持管理費計算に使用	—	○	○	○
寄付採納	無し		計画に含まず	—	—	—	—

### (2) 財務計画の設定

1市町当たりの事業支出及び事業収入の各数値は次頁に示すように設定し、各事業計画の試算に適用した条件には○を示した。そのうち、広域連携事業（広域直営・広域PFI）や広域連携パターンによって費用削減効果のある項目については、費用の削減率を示した。異なる条件を設定した項目について、詳細を以下に示す。

- ・ パターン1の広域連携事業（広域直営・広域PFI）における本体・施工費用は、過去の調査実績に基づき、広域連携による費用削減効果が2%、広域連携かつPFI委託による費用削減効果が19%と設定した。
- ・ パターン2、3の広域連携事業（広域直営・広域PFI）における本体・施工費用と維持管理費（清掃費用、保守点検費用）は、仲介組織の介入によって2%程度の費用削減（業務効率化）が見込めるものと仮定し、パターン1の条件からさらに▲2%の条件を設定した。
- ・ パターン1～3の広域連携事業（広域直営・広域PFI）における事務費のうち、共通化できる事務については、参加市町数・整備基数に応じて事務負担量を削減した上で試算した。例えば、児玉郡市4市町で共通化する場合、1市町当たりの事務負担は4分の1となる。

事業収支計算を行うにあたって、使用料の徴収シナリオは下表に示す3パターンを設定した。

表 2-8 使用料の徴収シナリオ

シナリオ	内容
全費用回収	公共浄化槽事業に関する費用について正味の一般会計繰入金はゼロとするシナリオ
4,000 円/月	徴収使用料は 4,000 円/月/世帯として、残費用を一般会計繰入金にて補填するシナリオ。農業集落排水の使用料を参考に設定。
2,000 円/月	徴収使用料は 2,000 円/月/世帯として、残費用を一般会計繰入金にて補填するシナリオ。公共下水道の使用料を参考に設定。

また、事業収支計算のパラメータとして、財務計画策定上の各数値（1市町当たり）を次頁に示すように設定した。

表 2-9 財務計画策定上の各数値の設定（1市町当たり）

分類	項目	内容	詳細	連携パターン	事業計画			
					個人設置	単独公共	広域直営	広域PFI
支出	本体・施工費用	県補助交付額をベースに年ごとに試算	転換・処分・配管費用についても同様と想定。 5人槽：108.7万円（本体83.7万円、撤去・配管25万円） 7人槽：128.2万円（本体103.2万円、撤去・配管25万円） 5人槽：7人槽=4：6で加重平均	1	○	○	▲2% <sup>1)</sup>	▲19% <sup>2)</sup>
				2			▲4%	▲21%
				3			▲4%	▲21%
	放流ポンプ	無し	財務計画には含まず	—	—	—	—	—
	維持管理費用	市町村整備型マニュアル記載値	保守点検：1年目7,500円/基、2年目以降15,000円/基 清掃：2年目以降25,990円/基 法定検査：1年目11,500円/基、2年目以降4,800円/基 機器交換費用：2年目以降5,000円/基 ※プロワ交換費用については別途引用	1	○	○	○	○
				2	○	○	▲2%	▲2%
				3	○	○	▲2%	▲2%
	民間の広域統合組織への委託費		飛び地の市町間で連携するために必要なシステム費・人件費・間接費として3億円/30年を事業対象年・基数ごとに試算	1	—	—	—	—
				2	—	—	—	○
				3	—	—	—	○
	更新費用	県補助交付額 ※本体・施工費用と同様	5年目以降、既設浄化槽のうち0.2%が毎年更新され、20年目以降は毎年更新発生率が0.05%ずつ上昇するものとした。なお更新の発生率は他市町村におけるFRP浄化槽の更新発生比率を参考に設定した。	—	—	○	○	○
	地方債償還金	利率1%、5年間据え置き	利率等の条件は、地方債償還金の利子算出に使用。	—	—	○	○	○
	事務費 <sup>3)</sup>	487万円/人をベースに年ごとに試算	総務省 給与・定員等の調査結果等 平均給与月額12か月分を適用。臨時職員は年300万円と設定。臨時職員は戸別訪問、工事検査立会、保守点検記録・清掃記録・法定検査結果入力を行うと想定。	1	○	○	▲16%	▲78%
				2			▲16%	▲78%
				3			▲13%	▲78%
収入	分担金	本体・施工費用の1割		—	—	○	○	○
	国庫補助金	標準単価の5割	標準単価：本体費用の加重平均単価95,390円 5人槽（83.7万円）：7人槽（103.2万円）=4：6で加重平均 出所）環境省「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル（平成26年2月）」	—	○	○	○	○
	県費補助金	1基当たり50万円	令和元年度の補助内容をもとに設定	—	○	○	○	○
	交付税措置	地方債償還金の49%		—	—	○	○	○
	使用料	3パターン設定	前表参照	—				
	一般会計繰入金	右記参照	個人設置は、設置費用のうち市町負担額と事務費用の合算を一般会計の支出額とし、公共浄化槽事業は、総収支差分を一般会計繰入金として整理した。	—	○	○	○	○

注記1)「平成26年度広域的浄化槽行政シミュレーション委託報告書」より広域化による費用削減率2%を引用

2) 浄化槽PFI事業を実施している他市町村のモニタリング結果より、建設コスト削減率の平均値19%を引用

3)自治体へのヒアリング調査に基づき設定。共通化する事務は、制度周知や単独転換啓発に係る資料作成、入札説明書等の作成、入札公告質問対応、検査機関への依頼等。





## (2) 事業計画・財務計画の試算結果

ここでは、児玉郡市の1市町を対象に、浄化槽整備区域内において、年間100基程度を10年間整備する事業計画を前提とし、個人設置型（浄化槽整備事業）、各市町単独の公共浄化槽事業（単独公共）、広域連携による公共浄化槽事業（広域直営）、広域連携かつPFI委託による公共浄化槽事業（広域PFI）により整備した際の1市町当たりの事業費用、業務量の試算を行った。

月別使用料を4,000円/世帯と設定した場合の浄化槽整備に係る総事業費と、事業費に対する収入の内訳を下図に示す。なお、下図は現在価値換算前の額を示すため、以降に示す一般会計繰入金等の試算結果と数値が異なる。

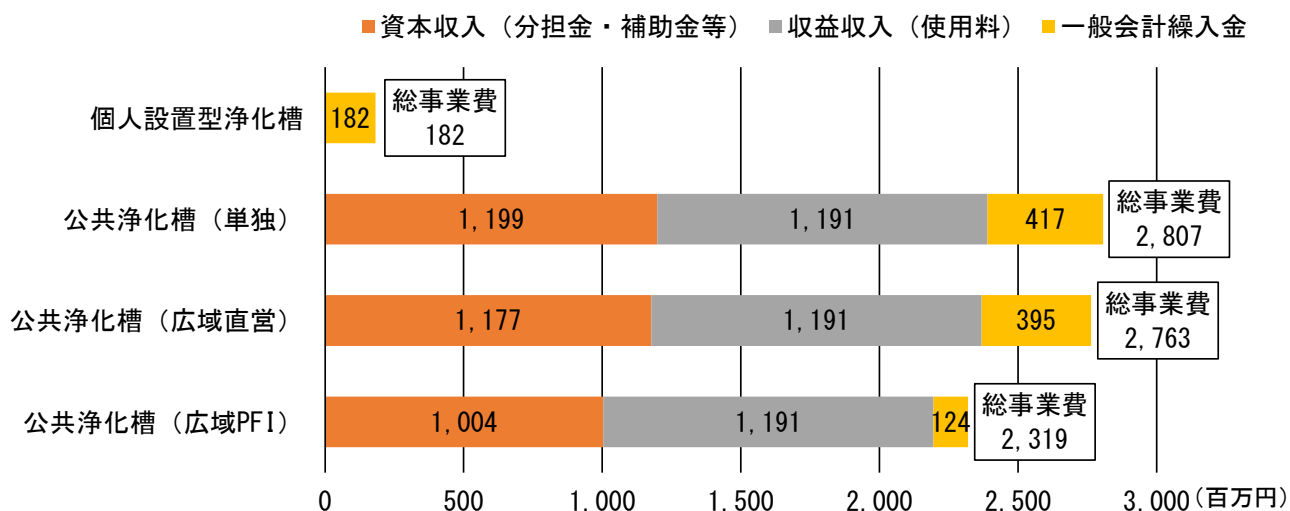


図 2-3 総事業費と収入内訳（1市町当たり、年100基・10年間整備）

注釈）試算結果は現在価値換算前の額である。30年間での事業を通じた総費用を表示。

個人設置型浄化槽の総事業費は、182百万円と推定される。公共浄化槽の月別使用料を4,000円/世帯と設定した場合、単独公共の総事業費は2,807百万円、広域直営は2,763百万円、広域PFIは2,319百万円と推定される。公共浄化槽事業（単独公共、広域直営、広域PFI）を比較すると、広域連携又はSPCへの委託によって総事業費が抑えられていることがわかる。

各事業における使用料・他会計補助金などの収入を考慮した一般会計の支出額の試算結果を下表に示す。個人設置型事業における一般会計の支出額は、市町負担分の設置費用と事務費用の合計値を現在価値換算した結果とし、公共浄化槽事業については、以下に示す式のとおり、費目間の収支計算を行った上で現在価値換算を行うことで、30年間の事業における一般会計繰入金総額を算出した。

$$\text{一般会計繰入金総額} = \sum_{i=1}^{30} \{ (\text{年間総支出} - \text{一般会計繰入金以外の年間収入}) \div (1 + 0.04)^i \}$$

年間総支出：設置費用＋維持管理費用＋更新費用＋地方債償還金＋事務費  
一般会計繰入金以外の年間収入：分担金＋国費補助金＋県費補助金＋交付税措置＋使用料

また、公共浄化槽事業において、使用料を全費用回収する場合の料金設定には、月額使用料目安を示した。その場合の一般会計繰入金総額として割引率4%の現在価値計算を適用した結果を示しているが、実際には、補助金と使用料回収によって支出分が相殺されるため、括弧内に示すとおり0円となる。

表 2-11 各事業における一般会計の支出額の試算結果（1市町当たり）

事業種別	料金設定	一般会計支出額	うち事務費	うち設置補助
個人設置型		130	57	73
公共浄化槽 (単独)	全費用回収 (使用料約 6,100 円/月/世帯)	36(0)*	67	—
	使用料 4,000 円月//世帯	256	67	—
	使用料 2,000 円/月/世帯	570	67	—
公共浄化槽 (広域直営)	全費用回収 (使用料約 5,900 円月//世帯)	30(0)*	65	—
	使用料 4,000 円月//世帯	241	65	—
	使用料 2,000 円月//世帯	553	65	—
公共浄化槽 (広域 PFI)	全費用回収 (使用料約 4,400 円月//世帯)	-4(0)*	10	—
	使用料 4,000 円月//世帯	55	10	—
	使用料 2,000 円月//世帯	373	10	—

注釈) 単位は百万円、試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。30 年間での事業を通じた総費用を表示。

\*括弧内には現在価値換算しない場合の一般会計繰入金額を示した。

年 100 基 10 年間の整備による一般会計の支出額は、個人設置型では 130 百万円と推定される。公共浄化槽の月別使用料を 4,000 円/世帯と設定した場合、単独公共では 256 百万円、広域直営では 241 百万円、広域 PFI では 55 百万円と推定される。公共浄化槽（広域 PFI）は、個人設置型の約半額の支出額となる。

月別使用料を 4,000 円/世帯と設定した場合の浄化槽整備に対する一般会計の支出額の比較図を以下に示す。

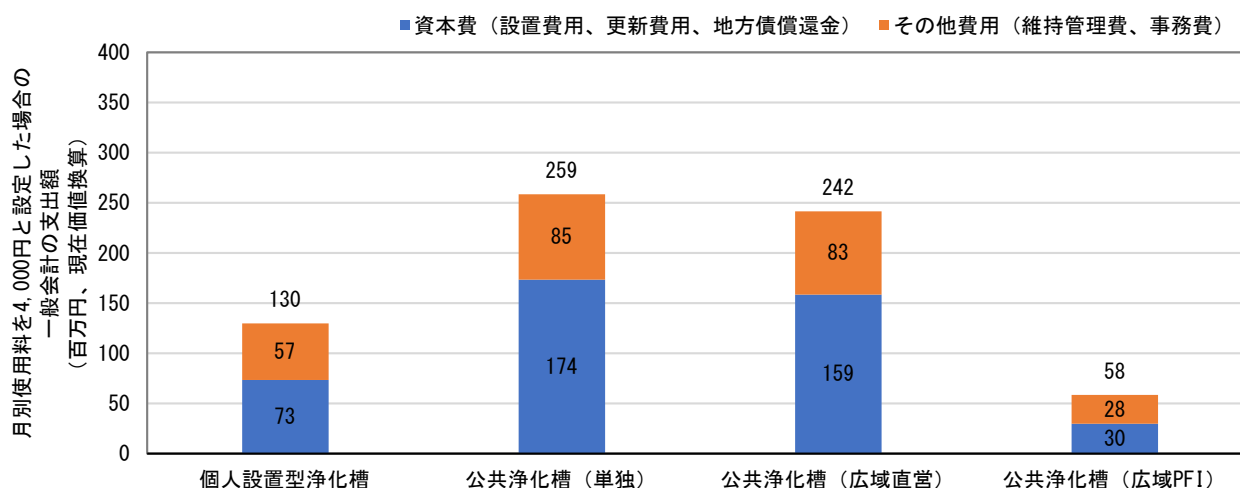


図 2-4 浄化槽整備に対する一般会計の支出額の比較（1市町当たり、年 100 基・10 年間整備）

注釈) 試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。30 年間での事業を通じた総費用を表示。

公共浄化槽（広域直営）の総額 242 百万円の内訳は、資本費が 159 百万円、維持管理費が 83 百万円となっている。広域連携による設置費用の削減効果によって公共浄化槽（単独）よりも総繰入金額が低くなる。さらに、公共浄化槽（広域 PFI）の総額 58 百万円の内訳は、資本費が 30 百万円、維持管理費が 28 百万円となっている。広域連携かつ PFI 事業者への委託によって設置費用と事務費を大幅削減でき、公共浄化槽（単独）の約半額の総繰入金で浄化槽整備が可能となり、年当たりの一般会計繰入金（平均値）は、約 2 百万円（うち資本費：約 1 百万円、その他費用約 1 百万円）である。なお、資本費・その他費用ごとに現在価値換算をしているため、これらの総額は、総額を現在価値換算して算出した前表に示す結果とは一致しない。

事業種別の必要職員数（事業期間中の最大必要人員数）の比較を下表に示す。個人設置型の人員数に比して、公共浄化槽（単独）の職員は約 0.3 人の増加、公共浄化槽（広域直営）の職員は 0.2 人の増加であるのに対して、公共浄化槽（広域 PFI）の職員は 0.5 人の減少による事務の対応が可能となる。事務負担のうち、設置広告・勧誘、現地確認、工事・保守点検・清掃等の業者入札・契約については、PFI 委託を行うことができるため、大幅な人員削減につながる。

表 2-12 各事業における必要人員数の試算結果（1 市町当たり）

事業種別	職員 (最大)	臨時職員 (最大)
個人設置型	0.7	0.4
公共浄化槽（単独）	1.0	0.5
公共浄化槽（広域直営）	0.9	0.5
公共浄化槽（広域 PFI）	0.2	0.0

次に、1市町当たりの30年間の事業費用及び収入を項目別に下表に示す。

表 2-13 項目別試算結果（1市町当たり、30年間、現在価値換算）

試算項目		備考	個人設置	単独公共	広域直営	広域 PFI	
支出	本体・施工費用	配管撤去込み	—	976	957	791	
	保守点検費用		—	191	191	191	
	清掃費用		—	322	322	322	
	法定検査費用		—	70	70	70	
	機器補修費		—	65	65	65	
	浄化槽更新費		—	49	47	37	
	地方債償還金	利子 1%、据え置き期間 5 年	—	79	74	0	
	事務費		57	67	65	10	
収入	分担金		—	77	76	62	
	国費補助金		—	412	403	330	
	県費補助金		—	406	406	406	
	交付税措置		—	35	34	0	
	使用料	費用全回収		—	848	839	696
		1世帯当たり 4,000 円		—	630	630	630
		1世帯当たり 2,000 円		—	314	314	314
	一般会計繰入金	費用全回収		73	36(0)*	30(0)*	-4(0)*
		1世帯当たり 4,000 円		73	256	241	55
		1世帯当たり 2,000 円		73	570	553	373

注釈) 単位は百万円。試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。

\*括弧内には現在価値換算しない場合の一般会計繰入金額を示した。

### (3) 委託費の試算結果

公共浄化槽（広域 PFI）を行う場合に必要となる SPC への委託費用を試算した結果を下表に示す。SPC への委託業務は、浄化槽の設置と維持管理に分けられ、各業務に紐づく費用別に整理した。

表 2-14 PFI 委託費用の試算結果（1市町当たり）

委託業務	費用項目		内訳
浄化槽の設置	買取費用	791,000 円/基	本体・施工費用、整備に係る SPC 事務費
浄化槽の維持管理	維持管理費用	28,514 円/年/基	保守点検費用、清掃費用、法定検査費用、機器交換費用、更新費用、維持管理に係る SPC 事務費

#### (4) 事業成立性の検討結果

以上の結果を踏まえ、埼玉県 PFI 活用方針に従って事業成立性の検討結果を下表に示す。従来型手法を前項における公共浄化槽（単独）、採用手法を前項における公共浄化槽（広域 PFI）として整理した。

表 2-15 事業成立性の検討結果（1 市町当たり）

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用	12.0 億円	9.8 億円
<算出根拠>	本体・施工費用	従来型手法より 19%削減の想定
運営等費用	14.5 億円	13.3 億円
<算出根拠>	維持管理費用（保守点検費用、清掃費用、法定検査費用、機器交換費用、更新費用）、事務費	従来型手法より 8%削減の想定
利用料金収入	11.9 億円	11.9 億円
<算出根拠>	1 世帯当たり使用料 4,000 円	従来型手法と同様
資金調達費用	0.2 億円 (式：12 億円（整備費用）×11%（起債充当率）×起債利率 1%・償還期間 30 年の元利均等償還)	0.02 億円 (式：9.8 億円（整備費用）－0.1 億円（資本金）＝借入金 9.7 億円、借入金の利率 1.5%・償還期間 30 年の元利均等償還)
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法（償還期間、償還方法）をもとに算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率に 0.5 ポイントを上乗せ
調査等費用	－	0.25 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用を想定（既定値参照）
税金	－	0.08 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 29.74%（平成 30 年度）を乗じて算出
税引後損益	－	0.20 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	4.1 億円	2.1 億円
合計（現在価値）	2.4 億円	1.3 億円
財政支出削減率		VFM は 1.1 億円、45.2%
その他（前提条件等）	事業期間 30 年 割引率 4.0%	

注釈）整備等～合計までの試算結果と採用手法の削減率は、現在価値換算前の費用に基づく値である。

## 2.2.3 事業成立性の検討（広域連携パターン2）

### (1) 浄化槽整備区域の状況

想定区域パターン2の対象区域図と各市町の整備状況を以下に示す。浄化槽整備区域内全人口480,748人に対し浄化槽人口は88,830人と普及率は58%程度である。



図 2-5 想定区域パターン2の対象区域図（赤色箇所）

表 2-16 想定区域パターン2の各市町の整備状況

市町名	住民基本 台帳人口 (人)	浄化槽整備区域							
		合併浄化槽		単独浄化槽		くみ取り	その他	合計 (人)	普及率 (%)
		処理人口 (人)	基数 (基)	処理人口 (人)	基数 (基)	処理人口 (人)	処理人口 (人)		
本庄市	78,022	14,715	6,761	2,516	914	951	0	18,182	81%
美里町	11,167	2,208	812	1,300	504	90	53	3,651	60%
神川町	13,450	8,101	2,603	2,397	2,074	830	0	11,328	72%
上里町	30,902	10,931	2,623	3,988	1,342	873	0	15,792	69%
鴻巣市	118,170	9,811	3,170	12,113	3,155	834	0	22,758	43%
上尾市	229,037	6,114	2,687	10,684	4,599	321	0	17,119	36%
合計	480,748	51,880	18,656	32,998	12,588	3,899	53	88,830	58%

出所) 環境省、令和元年度汚水処理人口調査

## (2) 事業計画・財務計画の試算結果

ここでは、パターン1で試算したモデル市町とは事業規模（年間200基程度を10年間整備）の異なるモデル市町（ここでは上尾市を想定）における事業収支計算結果を示す。

月別使用料を4,000円/世帯と設定した場合の浄化槽整備に係る総事業費と、事業費に対する収入の内訳を下図に示す。なお、下図は現在価値換算前の額を示すため、以降に示す一般会計繰入金等の試算結果と数値が異なる。

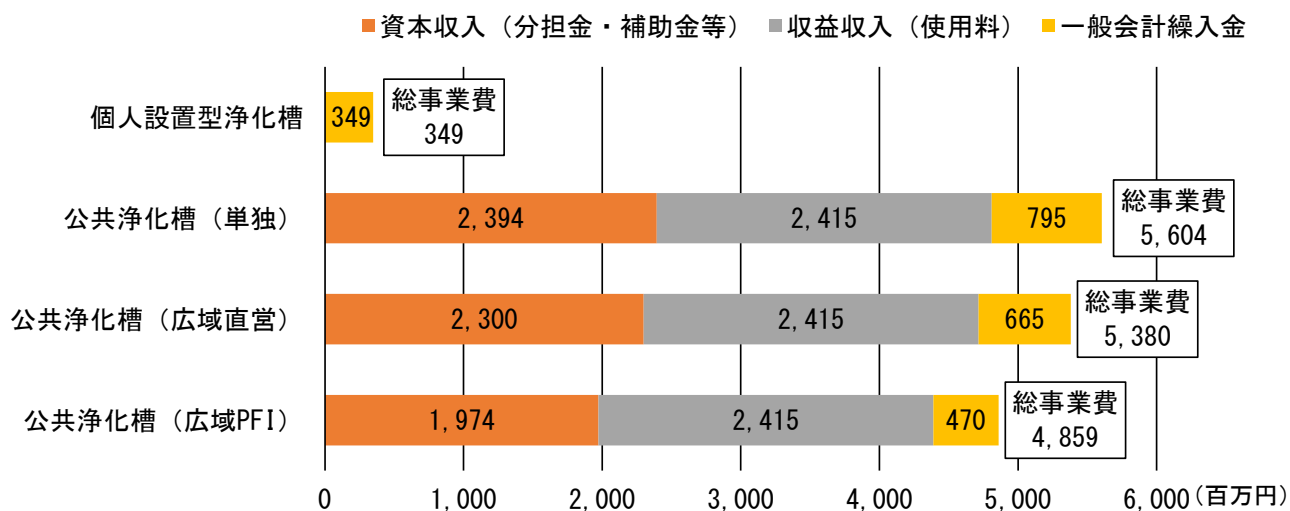


図 2-6 総事業費と収入内訳（上尾市、年200基・10年間整備）

注釈) 試算結果は現在価値換算前の額である。30年間での事業を通じた総費用を表示。

個人設置型浄化槽の総事業費は、349百万円と推定される。公共浄化槽の月別使用料を4,000円/世帯と設定した場合、単独公共の総事業費は5,604百万円、広域直営は5,380百万円、広域PFIは4,859百万円と推定される。広域連携パターン1と同様に、公共浄化槽事業（単独公共、広域直営、広域PFI）を比較すると、広域連携又はSPCへの委託によって総事業費が抑えられていることがわかる。

上尾市で各事業を実施した場合の一般会計の支出額の試算結果を下表に示す。

表 2-17 各事業における一般会計の支出額の試算結果（上尾市）

事業種別	料金設定	一般会計支出額	うち事務費	うち設置補助
個人設置型		246	100	146
公共浄化槽 (単独)	全費用回収 (使用料約 5,300 円/世帯)	67(0)*	114	—
	使用料 4,000 円/世帯	486	114	—
	使用料 2,000 円/世帯	1,124	114	—
公共浄化槽 (広域直営)	全費用回収 (使用料約 5,100 円/世帯)	50(0)*	110	—
	使用料 4,000 円/世帯	402	110	—
	使用料 2,000 円/世帯	1,037	110	—
公共浄化槽 (広域 PFI)	全費用回収 (使用料約 4,300 円/世帯)	-18(0)*	10	—
	使用料 4,000 円/世帯	230	10	—
	使用料 2,000 円/世帯	862	10	—

注釈) 単位は百万円、試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。30 年間での事業を通じた総費用を表示。

\*括弧内には現在価値換算しない場合の一般会計繰入金額を示した。

年 200 基 10 年間の整備による一般会計の支出額は、個人設置型では 246 百万円と推定される。公共浄化槽の月別使用料を 4,000 円/世帯と設定した場合、公共浄化槽（単独）では 486 百万円、公共浄化槽（広域直営）では 402 百万円、公共浄化槽（広域 PFI）では 230 百万円と推定される。公共浄化槽（広域 PFI）は、個人設置型より約 15 百万円低い支出額となる。

月別使用料を 4,000 円/世帯と設定した場合の浄化槽整備に対する一般会計の支出額の比較図を以下に示す。

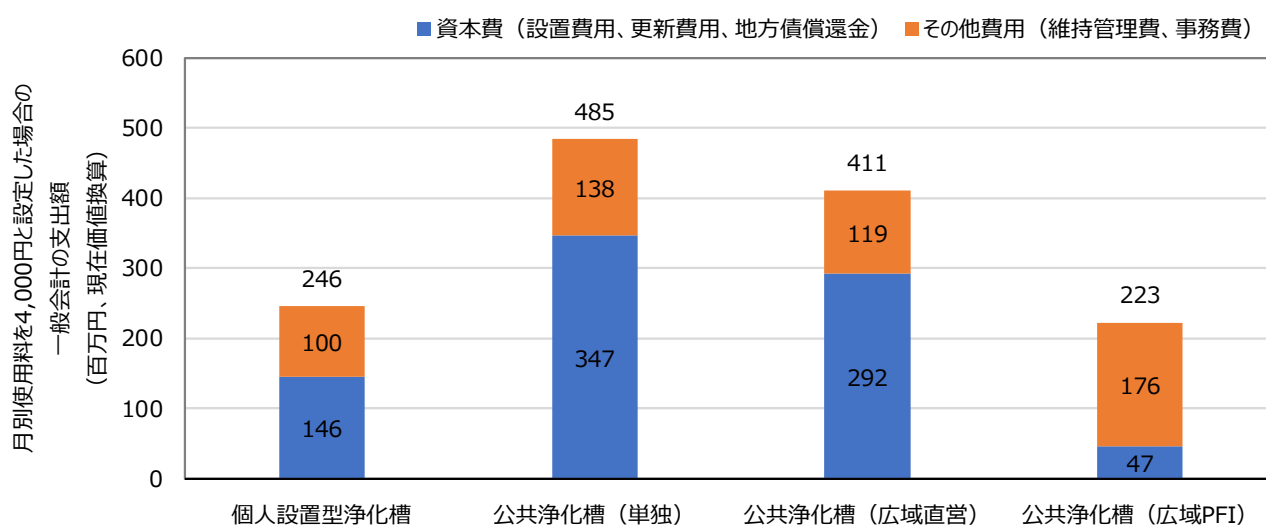


図 2-7 浄化槽整備に対する一般会計の支出額の比較（上尾市、年 200 基・10 年間整備）

注釈) 試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。30 年間での事業を通じた総費用を表示。



公共浄化槽（広域直営）の総額 411 百万円の内訳は、資本費が 292 百万円、維持管理費が 119 百万円となっている。飛び地での広域連携による設置費用・維持管理費用の削減効果によって公共浄化槽（単独）よりも総繰入金額が低くなる。

公共浄化槽（広域 PFI）の総額 223 百万円の内訳は、資本費が 47 百万円、維持管理費が 176 百万円となっている。公共浄化槽（広域 PFI）においても、飛び地での広域連携による設置費用・維持管理費用の削減効果はあるが、広域統合組織への委託費が発生するため、維持管理費が増額している。年当たりの一般会計繰入金（平均値）は、約 7 百万円（うち資本費：約 2 百万円、その他費用約 6 百万円）である。なお、資本費・その他費用ごとに現在価値換算をしているため、これらの総額は、総額を現在価値換算して算出した前表に示す結果とは一致しない。

事業種別の必要職員数（事業期間中の最大必要人員数）の比較を下表に示す。個人設置型の人員数に比して、公共浄化槽（単独）の職員は約 0.1 人の増加、公共浄化槽（広域直営）の職員は同人数での対応が必要であるのに対して、公共浄化槽（広域 PFI）の職員は 1.2 人の減少による事務の対応が可能となる。

表 2-18 各事業における必要人員数の試算結果（上尾市）

事業種別	職員 (最大)	臨時職員 (最大)
個人設置型	1.5	0.8
公共浄化槽（単独）	1.6	0.9
公共浄化槽（広域直営）	1.5	0.9
公共浄化槽（広域 PFI）	0.3	0.1

次に、上尾市における 30 年間の事業費用及び収入を項目別に下表に示す。

表 2-19 項目別試算結果（上尾市、30 年間、現在価値換算）

試算項目		備考	個人設置	単独公共	広域直営	広域 PFI	
支 出	本体・施工費用	配管撤去込み	—	1,954	1,876	1,550	
	保守点検費用		—	383	379	536	
	清掃費用		—	645	634	634	
	法定検査費用		—	138	138	138	
	機器補修費		—	131	131	131	
	浄化槽更新費		—	93	89	74	
	地方債償還金	利子 1%、据え置き期間 5 年	—	157	121	0	
	事務費		100	114	110	10	
収 入	分担金		—	154	148	123	
	国費補助金		—	820	781	644	
	県費補助金		—	810	810	810	
	交付税措置		—	73	55	0	
	使用料	費用全回収		—	1,695	1,625	1,518
		1 世帯当たり 4,000 円		—	1,273	1,273	1,273
		1 世帯当たり 2,000 円		—	636	636	636
	一般会計繰入金	費用全回収		146	67(0)*	50(0)*	-18(0)*
		1 世帯当たり 4,000 円		146	486	402	230
1 世帯当たり 2,000 円			146	1,124	1,037	864	

注釈) 単位は百万円。試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。

\*括弧内には現在価値換算しない場合の一般会計繰入金額を示した。

### (3) 委託費の試算結果

公共浄化槽（広域 PFI）を行う場合に必要となる SPC への委託費用を試算した結果を下表に示す。SPC への委託業務は、浄化槽の設置と維持管理に分けられ、各業務に紐づく費用別に整理した。

表 2-20 PFI 委託費用の試算結果（上尾市）

委託業務	費用項目		内訳
浄化槽の設置	買取費用	775,000 円/基	本体・施工費用、整備に係る SPC 事務費
浄化槽の維持管理	維持管理費用	31,538 円/年/基	保守点検費用、清掃費用、法定検査費用、機器交換費用、更新費用、維持管理に係る SPC 事務費

#### (4) 事業成立性の検討結果

以上の結果を踏まえ、埼玉県 PFI 活用方針に従って事業成立性の検討結果を下表に示す。従来型手法を前項における公共浄化槽（単独）、採用手法を前項における公共浄化槽（広域 PFI）として整理した。

表 2-21 事業成立性の検討結果（上尾市）

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用	24.1 億円	19.1 億円
<算出根拠>	本体・施工費用	従来型手法より 21%削減の想定
運営等費用	29.0 億円	29.5 億円
<算出根拠>	維持管理費用（保守点検費用、清掃費用、法定検査費用、機器交換費用、更新費用）、事務費	従来型手法より 2%増加の想定
利用料金収入	24.2 億円	24.2 億円
<算出根拠>	1 世帯当たり使用料 4,000 円	従来型手法と同様
資金調達費用	0.4 億円 (式：24.1 億円（整備費用）×11%（起債充当率）×起債利率 1%・償還期間 30 年の元利均等償還)	0.02 億円 (式：24.1 億円（整備費用）－0.1 億円（資本金）＝借入金 24 億円、借入金の利率 1.5%・償還期間 30 年の元利均等償還)
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法（償還期間、償還方法）をもとに算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率に 0.5 ポイントを上乗せ
調査等費用	—	0.25 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用を想定（既定値参照）
税金	—	0.08 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 29.74%（平成 30 年度）を乗じて算出
税引後損益	—	0.20 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	7.8 億円	5.9 億円
合計（現在価値）	4.5 億円	3.5 億円
財政支出削減率		VFM は 1 億円、22.6%
その他（前提条件等）	事業期間 30 年 割引率 4.0%	

注釈）整備等～合計までの試算結果と採用手法の削減率は、現在価値換算前の費用に基づく値である。

## 2.2.4 事業成立性の検討（広域連携パターン3）

### (1) 浄化槽整備区域の状況

想定区域パターン3の対象区域図と各市町の整備状況を以下に示す。浄化槽整備区域内全人口 478,223 人に対し浄化槽人口は 101,279 人と普及率は 56%程度である。



図 2-8 想定区域パターン3の対象区域図（赤色箇所）

表 2-22 想定区域パターン3の各市町の整備状況

市町名	住民基本 台帳人口 (人)	浄化槽整備区域							
		合併浄化槽		単独浄化槽		くみ取り	その他	合計 (人)	普及率 (%)
		処理人口 (人)	基数 (基)	処理人口 (人)	基数 (基)	処理人口 (人)	処理人口 (人)		
本庄市	78,022	14,715	6,761	2,516	914	951	0	18,182	81%
美里町	11,167	2,208	812	1,300	504	90	53	3,651	60%
神川町	13,450	8,101	2,603	2,397	2,074	830	0	11,328	72%
上里町	30,902	10,931	2,623	3,988	1,342	873	0	15,792	69%
越谷市	344,682	20,267	6,745	30,379	10,111	1,680	0	52,326	39%
合計	478,223	56,222	19,544	40,580	14,945	4,424	53	101,279	56%

出所) 環境省、令和元年度汚水処理人口調査

## (2) 事業計画・財務計画の試算結果

ここでは、パターン1で試算したモデル市町とは事業規模（年間300基程度を10年間整備）の異なるモデル市町（ここでは越谷市を想定）における事業収支計算結果を示す。

月別使用料を4,000円/世帯と設定した場合の浄化槽整備に係る総事業費と、事業費に対する収入の内訳を下図に示す。なお、下図は現在価値換算前の額を示すため、以降に示す一般会計繰入金等の試算結果と数値が異なる。

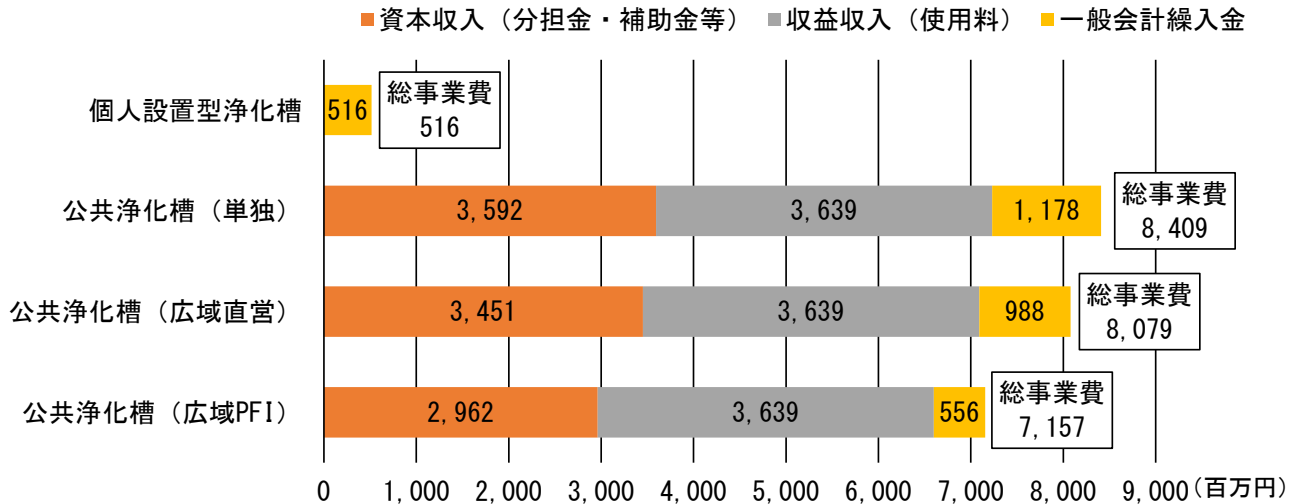


図 2-9 総事業費と収入内訳（越谷市、年300基・10年間整備）

注釈) 試算結果は現在価値換算前の額である。30年間での事業を通じた総費用を表示。

個人設置型浄化槽の総事業費は、516百万円と推定される。公共浄化槽の月別使用料を4,000円/世帯と設定した場合、単独公共の総事業費は8,409百万円、広域直営は8,079百万円、広域PFIは7,157百万円と推定される。広域連携パターン1、2と同様に、公共浄化槽事業（単独公共、広域直営、広域PFI）を比較すると、広域連携又はSPCへの委託によって総事業費が抑えられていることがわかる。

越谷市で各事業を実施した場合の一般会計の支出額の試算結果を下表に示す。

表 2-23 各事業における一般会計の支出額の試算結果（越谷市）

事業種別	料金設定	一般会計支出額	うち事務費	うち設置補助
個人設置型		365	146	219
公共浄化槽 (単独)	全費用回収 (使用料約 5,300 円/世帯)	100(0)*	161	—
	使用料 4,000 円/世帯	722	161	—
	使用料 2,000 円/世帯	1,678	161	—
公共浄化槽 (広域直営)	全費用回収 (使用料約 5,100 円/世帯)	77(0)*	154	—
	使用料 4,000 円/世帯	596	154	—
	使用料 2,000 円/世帯	1,551	154	—
公共浄化槽 (広域 PFI)	全費用回収 (使用料約 4,300 円/世帯)	-25(0)*	20	—
	使用料 4,000 円/世帯	267	20	—
	使用料 2,000 円/世帯	1,222	20	—

注釈) 単位は百万円、試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。30 年間での事業を通じた総費用を表示。

\*括弧内には現在価値換算しない場合の一般会計繰入金額を示した。

年 300 基 10 年間の整備による一般会計の支出額は、個人設置型では 365 百万円と推定される。公共浄化槽の月別使用料を 4,000 円/世帯と設定した場合、公共浄化槽（単独）では 722 百万円、公共浄化槽（広域直営）では 596 百万円、公共浄化槽（広域 PFI）では 267 百万円と推定される。公共浄化槽（広域 PFI）は、個人設置型の約 3 割減の支出額となる。

月別使用料を 4,000 円/世帯と設定した場合の浄化槽整備に対する一般会計の支出額の比較図を次頁に示す。

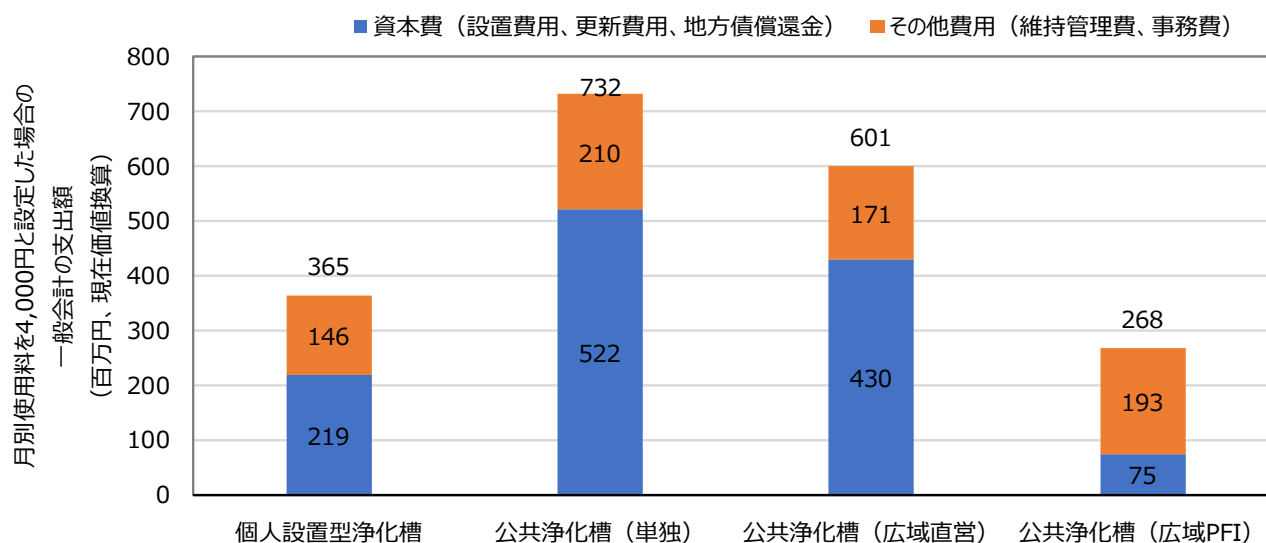


図 2-10 浄化槽整備に対する一般会計の支出額の比較（越谷市、年 300 基・10 年間整備）

注釈) 試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。30 年間での事業を通じた総費用を表示。

公共浄化槽（広域直営）の総額 601 百万円の内訳は、資本費が 430 百万円、維持管理費が 171 百万円となっている。広域連携パターン 2 と同様に、飛び地での広域連携による設置費用・維持管理費用の削減効果によって公共浄化槽（単独）よりも総繰入金額が低くなる。

公共浄化槽（広域 PFI）の総額 268 百万円の内訳は、資本費が 75 百万円、維持管理費が 193 百万円となっている。公共浄化槽（広域 PFI）も広域連携パターン 2 と同様に、飛び地での広域連携による設置費用・維持管理費用の削減効果がある一方で、広域統合組織への委託費の発生によって維持管理費が増額している。年当たりの一般会計繰入金（平均値）は、約 9 百万円（うち資本費：約 3 百万円、その他費用約 6 百万円）である。なお、資本費・その他費用ごとに現在価値換算をしているため、これらの総額は、総額を現在価値換算して算出した前表に示す結果とは一致しない。

事業種別の必要職員数（事業期間中の最大必要人員数）の比較を下表に示す。個人設置型の人員数に比して、公共浄化槽（単独）の職員は約 0.1 人の増加、公共浄化槽（広域直営）の職員は同人数での対応が必要であるのに対して、公共浄化槽（広域 PFI）の職員は 1.2 人の減少による事務の対応が可能となる。

表 2-24 各事業における必要人員数の試算結果（越谷市）

事業種別	職員 (最大)	臨時職員 (最大)
個人設置型	2.1	1.1
公共浄化槽（単独）	2.2	1.3
公共浄化槽（広域直営）	2.1	1.3
公共浄化槽（広域 PFI）	0.5	0.1

次に、越谷市における 30 年間の事業費用及び収入を項目別に下表に示す。

表 2-25 項目別試算結果（越谷市、30 年間、現在価値換算）

試算項目		備考	個人設置	単独公共	広域直営	広域 PFI	
支 出	本体・施工費用	配管撤去込み	—	2,929	2,814	2,327	
	保守点検費用		—	581	567	723	
	清掃費用		—	973	955	955	
	法定検査費用		—	210	210	210	
	機器補修費		—	200	200	200	
	浄化槽更新費		—	142	136	110	
	地方債償還金	利子 1%、据え置き期間 5 年	—	238	179	0	
	事務費		146	161	154	20	
収 入	分担金		—	232	222	184	
	国費補助金		—	1,230	1,179	962	
	県費補助金		—	1,216	1,216	1,216	
	交付税措置		—	109	82	0	
	使用料	費用全回収		—	2,531	2,434	2,207
		1 世帯当たり 4,000 円		—	1,915	1,915	1,915
		1 世帯当たり 2,000 円		—	959	959	959
	一般会計繰入金	費用全回収		219	100(0)*	77(0)*	-25(0)*
		1 世帯当たり 4,000 円		219	722	596	267
1 世帯当たり 2,000 円			219	1,678	1,551	1,222	

注釈) 単位は百万円。試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。

\*括弧内には現在価値換算しない場合の一般会計繰入金額を示した。

### (3) 委託費の試算結果

公共浄化槽（広域 PFI）を行う場合に必要となる SPC への委託費用を試算した結果を下表に示す。SPC への委託業務は、浄化槽の設置と維持管理に分けられ、各業務に紐づく費用別に整理した。

表 2-26 PFI 委託費用の試算結果（越谷市）

委託業務	費用項目		内訳
浄化槽の設置	買取費用	775,667 円/基	本体・施工費用、整備に係る SPC 事務費
浄化槽の維持管理	維持管理費用	30,322 円/年/基	保守点検費用、清掃費用、法定検査費用、機器交換費用、更新費用、維持管理に係る SPC 事務費



#### (4) 事業成立性の検討結果

以上の結果を踏まえ、埼玉県 PFI 活用方針に従って事業成立性の検討結果を下表に示す。従来型手法を前項における公共浄化槽（単独）、採用手法を前項における公共浄化槽（広域 PFI）として整理した。

表 2-27 事業成立性の検討結果（越谷市）

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用	36.1 億円	28.7 億円
<算出根拠>	本体・施工費用	従来型手法より 21%削減の想定
運営等費用	43.5 億円	44.1 億円
<算出根拠>	維持管理費用（保守点検費用、清掃費用、法定検査費用、機器交換費用、更新費用）、事務費	従来型手法より 1%増加の想定
利用料金収入	36.4 億円	36.4 億円
<算出根拠>	1 世帯当たり使用料 4,000 円	従来型手法と同様
資金調達費用	0.6 億円 (式：43.5 億円（整備費用）×11%（起債充当率）×起債利率 1%・償還期間 30 年の元利均等償還)	0.01 億円 (式：43.5 億円（整備費用）－0.1 億円（資本金）＝借入金 43.4 億円、借入金の利率 1.5%・償還期間 30 年の元利均等償還)
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法（償還期間、償還方法）をもとに算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率に 0.5 ポイントを上乗せ
調査等費用	—	0.25 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用を想定（既定値参照）
税金	—	0.08 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 29.74%（平成 30 年度）を乗じて算出
税引後損益	—	0.20 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	11.6 億円	8.3 億円
合計（現在価値）	6.7 億円	4.9 億円
財政支出削減率		VFM は 1.8 億円、26.5%
その他（前提条件等）	事業期間 30 年 割引率 4.0%	

注釈）整備等～合計までの試算結果と採用手法の削減率は、現在価値換算前の費用に基づく値である。

## 2.2.5 事業効果の比較

前項までの事業収支計算結果をもとに、使用料 4,000 円/世帯とした場合の事業種別・広域連携パターン別の一般会計の支出額と、各事業計画に対する公共浄化槽事業（広域 PFI）の削減率を下表に整理した。

いずれのパターンも公共浄化槽事業（広域 PFI）の実施による一般会計の支出額の削減効果が見られる。上尾市、鴻巣市、越谷市のように、周辺市町との連携が難しい市町においては、飛び地市町との連携によって、広域統合組織の関与が必要なため維持管理費が増額するものの、個人設置型事業よりも公共浄化槽事業（広域 PFI）による浄化槽整備を進めることで一般会計の支出額は低くなる。

表 2-28 事業種別・広域連携パターン別の一般会計の支出額と削減率（使用料 4,000 円/世帯の場合）

事業種別	一般会計の 支出額	広域連携パターン 1	広域連携パターン 2	広域連携パターン 3
		児玉郡市のうち 1 市町 (整備基数 100 基/年)	上尾市又は鴻巣市 (整備基数 200 基/年)	越谷市 (整備基数 300 基/年)
個人設置	資本費	73	146	219
	維持管理費	57	100	146
	<b>計</b>	<b>130</b>	<b>246</b>	<b>365</b>
単独公共	資本費	174	347	522
	維持管理費	85	138	210
	<b>計</b>	<b>259</b>	<b>485</b>	<b>732</b>
広域直営	資本費	159	292	430
	維持管理費	83	119	171
	<b>計</b>	<b>242</b>	<b>411</b>	<b>601</b>
広域 PFI	資本費	30	47	75
	維持管理費	28	176	193
	<b>計</b>	<b>58</b>	<b>223</b>	<b>268</b>
削減率（対個人設置）		55%	9%	27%
削減率（対単独公共）		78%	54%	63%
削減率（対広域直営）		76%	46%	55%

注釈）単位は百万円。試算結果は割引率 4%の現在価値換算に基づく額である。

### 3. 市町の公共浄化槽制度導入における広域連携の有効性の検討

市町等にとっての本事業の有効性を検討するため、公共浄化槽制度を未導入の3市町を対象に、個別に有効性の検討を行った。

検討にあたっては各団体1回訪問又はWEB会議を実施し、公共浄化槽の広域連携スキーム案等を示した。

#### 3.1 個別支援の概要

実施した個別支援の概要を下表に示す。

表 3-1 本業務において実施した個別支援の概要

対象団体	支援内容	支援期間
A町	● 公共浄化槽事業実施における事業費と労務量の試算	2020年12月22日
B町	● 公共浄化槽事業実施における事業費と労務量の試算	2020年12月22日
C市	● 公共浄化槽事業実施における事業費と労務量の試算	2021年1月21日

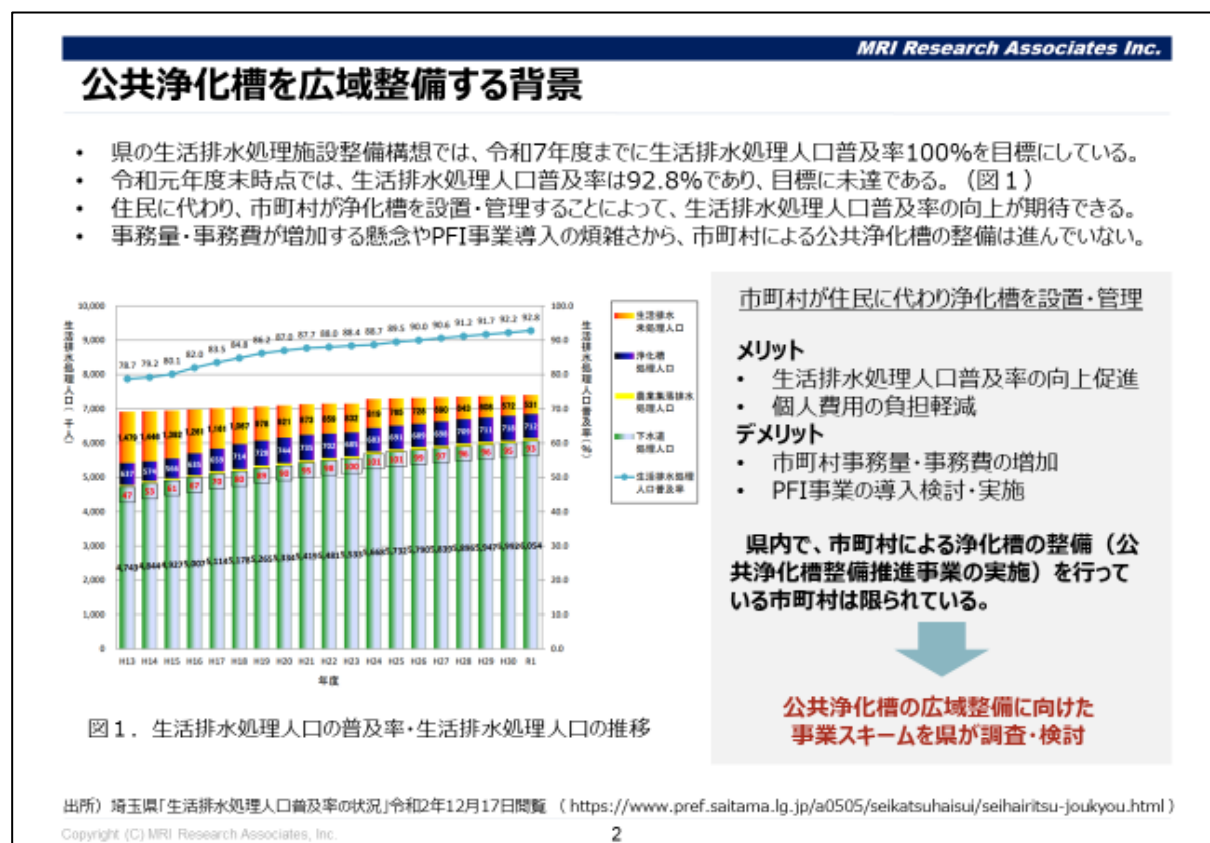
なお、各市町の個別支援にあたっては、「埼玉県浄化槽『市町村整備型』導入マニュアル Ver.2（平成31年2月、埼玉県環境部水環境課）」、「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル（平成26年2月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室）」、及び他自治体における浄化槽整備計画策定事例をもとに支援を行った。

## 3.2 個別支援の詳細

### 3.2.1 A町

#### (1) 提示資料

A町における個別支援時の使用資料を以下に示す。



## 公共浄化槽の整備を促進するためのスキーム案

- ・ 本事業のスキーム案を図2に示す。複数市町村と事務を共同・広域化し、県の支援によりPFI事業を実施する。
- ・ 広域化する目的は、PFI事業活用障壁撤廃（調達に係る負担代替）することである。
- ・ 準備に必要な可能性調査や選定アドバイザーは県主体の協議会が実施し、実選定は代表市町村が公募する。
- ・ 契約は構成市町村と広域SPCの間の複数者契約に1本化させる。

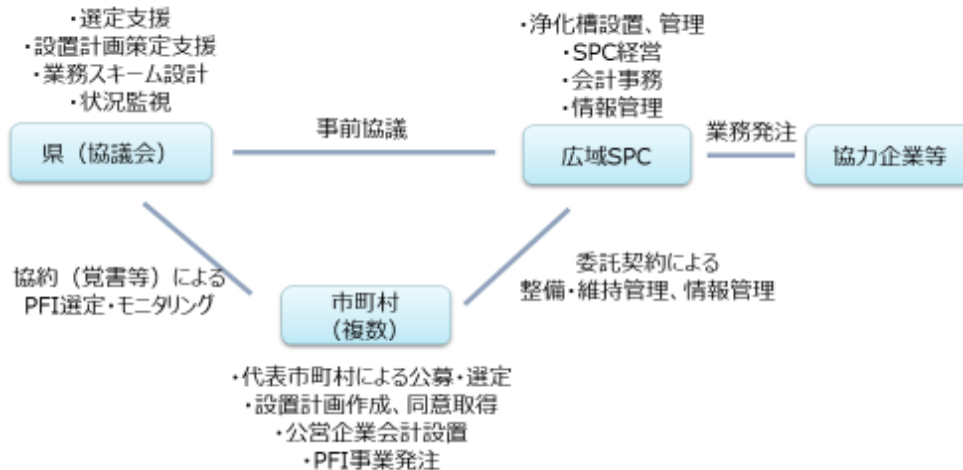


図2. 公共浄化槽の整備を促進するためのスキーム案

## 提案したスキームを導入した場合の貴町のメリット【試算条件①】

- ・ 本事業の実施による効果を明らかにするために、4つの浄化槽整備事業を比較する（表1）。
- ・ 試算の前提とした事業計画の概要を表2に示す。各事業計画の試算に適用した条件には○を示した。

表1. 浄化槽整備事業の分類

事業	略称	内容
個人設置型	個人設置	市町村は関与せず、個人で設置する浄化槽整備事業
公共浄化槽（単独）	単独公共	各市町村単独の公共浄化槽事業
公共浄化槽（広域直営）	広域直営	広域連携による公共浄化槽事業
公共浄化槽（広域PFI）	広域PFI	広域連携かつPFI委託による公共浄化槽事業 今回提案するスキームを指す

表2. 事業計画の概要

項目	内容	詳細	個人 設置	単独 公共	広域 直営	広域 PFI
事業開始年度	令和3年度		○	○	○	○
年間整備基数	100基	5人槽：7人槽＝4：6の割合で設定。	○	○	○	○
減少基数	5基	15年目（令和17年度）以降、毎年5基ずつ減少	—	○	○	○
戸別訪問	300件	単独転換、法定検査受検周知を実施。	○	○	○	○
情報整理	800件	事業期間（30年間）における全対象基数の年平均値を設定。 情報整理：設置状況の把握・入力、保守点検・清掃・法定検査結果の把握・ 入力、台帳精査	○	○	○	○
整備期間	10年		○	○	○	○
事業期間	30年	地方債償還・維持管理費計算に使用	—	○	○	○
寄付採納	無し	計画に含まず	—	—	—	—

## 提案したスキームを導入した場合の貴町のメリット【試算条件②】

- 事業支出及び事業収入の各数値は表3に示す。
- 各事業計画の試算に適用した条件には○を、広域連携やPFI事業者への委託により異なる条件には●を示した。

表3. 公共浄化槽の整備を促進するためのスキーム案

分類	項目	内容	詳細	個人設置	単独公共	広域直営	広域PFI
支出	本体・施工費用	県補助交付額	転換・処分・配管費用についても同様と想定。	○	○	● ▲2%	● ▲19%
	放流ポンプ	無し	財務計画には含まず	-	-	-	-
	維持管理費用	市町村整備型マニュアル記載値	保守点検、清掃、法定検査、機器交換費用について引用。プロワ交換費用については別途引用。	-	○	○	○
	更新費用	県補助交付額 ※設置費用と同様	5年目以降、既設浄化槽のうち0.2%が毎年更新されるものとした。20年目以降は毎年更新発生率が0.05%ずつ上昇するものとした。なお更新の発生率は他市町村におけるFRP浄化槽の更新発生比率を参考に設定した。	-	○	○	○
	地方債償還金	利率1%、5年間返え置き	地方債償還金の利子算出に使用。	-	○	○	○
事務費	487万円/人をベースに年ごとに試算	総務省 給与・定員等の調査結果等 平均給与月額12か月分を適用。臨時職員は年300万円と設定。臨時職員は戸別訪問、工事検査立会、保守点検記録・清掃記録・法定検査結果入力を行うと想定。	○	○	● ▲16%	● ▲78%	
収入	分担金	本体・施工費用の1割		-	○	○	○
	国庫補助金	標準半額の5割		○	○	○	○
	県費補助金	1基あたり50万円	令和元年度の補助内容をもとに設定	○	○	○	○
	交付税措置	地方債償還金の49%		-	○	○	○
	使用料		4,000円/月に設定				
	一般会計の支出額	右記参照	個人設置は、設置費用のうち市町負担額と事務費用の合算を計上し、公共浄化槽事業は、総収支差分を一般会計の支出額として整理した。	○	○	○	○

Copyright (C) MRI Research Associates, Inc.

5

## 提案したスキームを導入した場合の貴町のメリット【試算結果】

- 広域PFI事業の実施によって、一般会計の支出額は個人設置型浄化槽事業の半額以下になった。
- 個人設置型の必要人員数に比して、公共浄化槽（広域PFI）の職員は0.5人減少し、臨時職員は0.4人減少して0人となった。

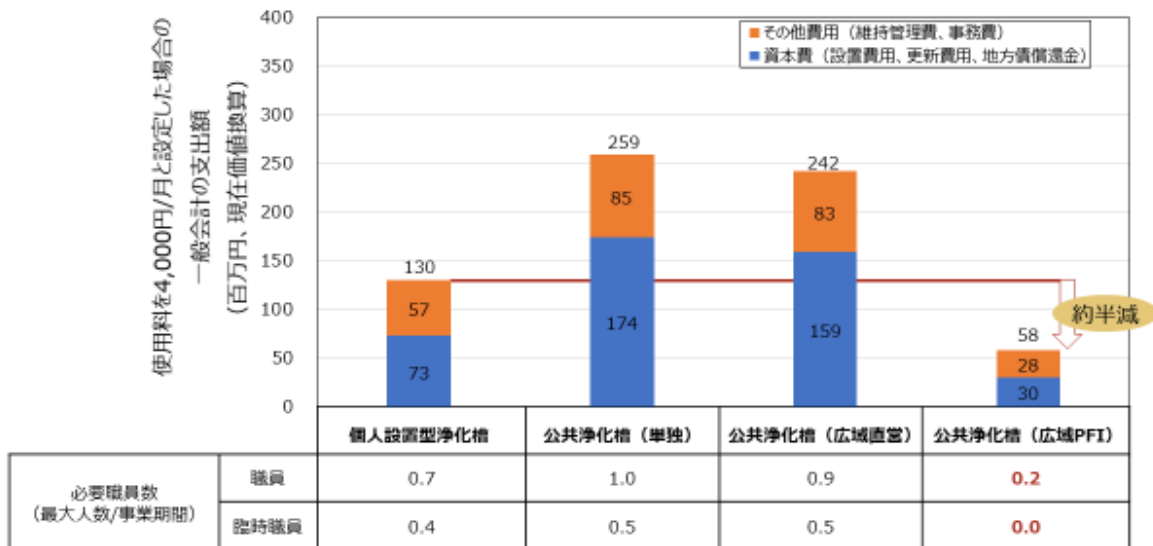


図3. 浄化槽整備に対する一般会計の支出額（年100基・10年間整備）と最大必要人員数の比較

Copyright (C) MRI Research Associates, Inc.

6

図 3-1 A町およびB町への個別支援で用いた資料

## (2) 議事概要

表 3-2 埼玉県A町の個別支援ヒアリング概要

項目	内容
対象	埼玉県A町
方法・場所	対面・A町役場会議室
日時	2020/12/22（火） 10:00-11:10
参加者	A町 埼玉県環境部水環境課 エム・アール・アイリサーチアソシエーツ（MRA）
入手資料	－

議事概要は以下に示すとおりである。

### 1. 広域連携事業の導入可能性

#### (1) 地域の実情について

- A町は特環下水道と流域下水道を整備しているが、当初計画区域のうちで整備が進んでおらず、下水道未整備区域では自己負担で浄化槽を設置した住民もいる。単独転換をするために約 60 万円を負担した住民もいる中で、公共浄化槽事業導入によって 10 万円程度で済むことになると不公平感が出るため、導入は難しいと考える。（A町）
- 下水道未整備区域のうち、未だ浄化槽を設置していない住民に対してはよい事業だが、既に浄化槽を設置している住民から不満が出るだろう。それより浄化槽の補助金を継続した方が良いのではないか。（A町）
- 市町村が管理する特環下水道と住民自身が管理する個人設置型浄化槽で使い方に差がある。特環下水道のメンテナンス費用は住民負担にならないため、適切に利用されないケースが多い。公共浄化槽も同様に適切に利用されない可能性がある。（A町）
- 既に下水道整備を縮小する決定をしたのか。（埼玉県）
  - 下水道整備区域を 99ha から 50ha に減らす予定である。下水道の認可区域は 100 世帯で、来年認可変更の予定である。（A町）
- 下水道整備を縮小して整備区域外になる地域に対して、公共浄化槽を推進するのも一案と考える。（埼玉県）
  - 新しくまちづくりをするエリアのうち、下水道未整備区域に公共浄化槽を導入する場合は問題ないが、既存市街区での整備は難しいのではないか。（A町）
  - 例えば、観光資源の保全を目的に公共浄化槽に転換する可能性はあるか。川周辺の桜がきれいな観光地で、単独浄化槽やくみ取り便槽を使っていることで川が汚くなっているため、公共浄化槽に転換するなど。（埼玉県）
  - 理由付けがうまくできればよいのだろう。（A町）

#### (2) 事業性（コストや運用方法など）について

- 公共浄化槽の撤去費用の負担者はだれか。（A町）
  - 基本的には事業負担だが、住民側負担にする自治体もあるため、選択できる。（MRA）
- 新築の浄化槽は事業の対象にしないのか。（A町）

- 町で決めてよい。制度については様々な手法がとり得る。(埼玉県)
  - 土地が狭くて浄化槽を設置できない住宅はどうするのか。(A町)
    - そういった住宅の多くは、引き込み道路があることが多いため、引き込み道路に5軒分の共同浄化槽を公共浄化槽として設置することが一案。(埼玉県)
  - 個人設置型事業と公共浄化槽事業とでは交付金による収入額が異なる。今後、個人設置型事業への補助は先細り傾向が想定され、公共浄化槽への補助は拡充する方向性。機器交換費用を公共浄化槽事業の費用の一部に含まれる予定のため、既設浄化槽も公共浄化槽に切り替えた方が、町財政としても住民負担としても安定するだろう。(MRA)
    - 事業性の観点では町にとっても住民にとってもメリットはある。(A町)
  - 導入に課題はあると思うが、事務負担が軽減される観点で本事業はどうか。(埼玉県)
    - 地元業者の仕事が増加し、町が設計するよりもコストが下がるため、方法としてはよい。(A町)
2. その他
- 事業者を含めたプレ協議会を開催する予定であり、意見交換にご出席いただきたい。また、プレ協議会などの場で、業者側からA町での事業導入を検討したいという希望がある場合、お声がけさせていただきたい。(埼玉県)

### 3.2.2 B町

#### (1) 提示資料

B町のご担当者には図3-1の資料を提示した。

#### (2) 議事概要

表 3-3 埼玉県B町の個別支援ヒアリング概要

項目	内容
対象	埼玉県B町
方法・場所	対面・B町役場会議室
日時	2020/12/22(火) 15:20-16:20
参加者	B町 埼玉県環境部水環境課 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ
入手資料	－

議事概要は以下に示すとおりである。

#### 1. 広域連携事業の導入可能性

##### (1) 協議会やSPCの組成について

- 郡市で1つの協議会を組成するのか、あるいは埼玉県で1つの協議会を組成し、加入したい市町村が参加するのか。(B町)



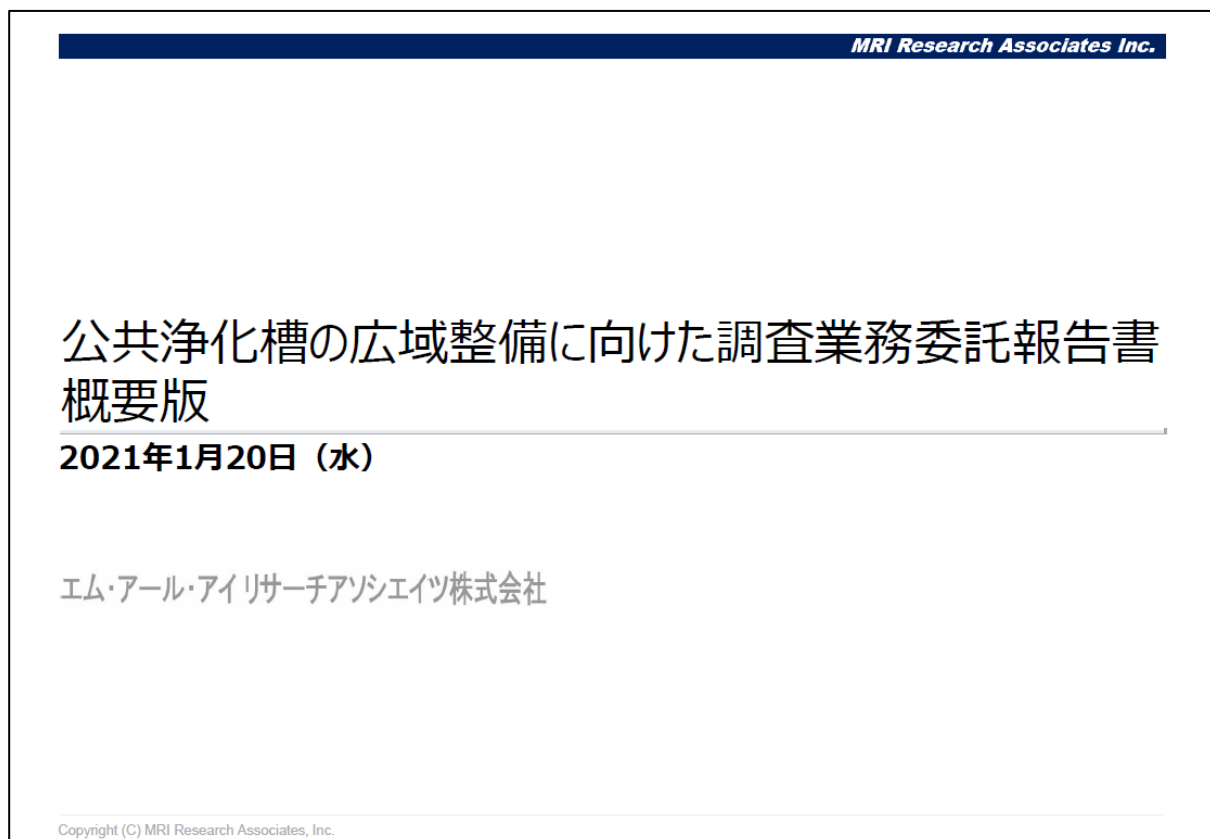
- 協議会は地域単位でも県単位でもよいと考える。SPC がある程度地域に根付いた企業であるため、SPC の事情に合わせて検討する必要があるだろう。（埼玉県）
  - 既存の浄化槽 PFI 事業では、SPC を地域単位で組んでいるが、県内で広域的に組成すること自体は可能。ただし、広域的に声がけができ、各構成企業にお金を差配できる事業者は限られるだろう。（MRA）
  - SPC が 1 つの業務を受注し、そこから地域の事業者業務に業務を分配する仕組みのため、代表企業が適切に分配できる規模感の SPC を組成できるとよい。（埼玉県）
  - 国内の約 20 市町村が浄化槽 PFI 事業を実施しているが、SPC の組成は様々。地域における既存の事業環境を踏襲した組織体であれば、より経営基盤は安定的なものになるだろう。（MRA）
- (2) 事業性（コストや運用方法など）について
- 住民から徴収する使用料金の価格設定と、回収方法の確立のハードルが高い。（B 町）
  - 公共浄化槽の費用分担は、浄化槽本体が市町村負担、宅内配管が個人負担か。（B 町）
    - そうでない制度設計も可能だが、浄化槽本体の前後 1 m までを市町村負担にする場合が多い。その他に、新築の浄化槽を対象とするか、寄付採納を受け付けるか等の変更は可能である。（埼玉県）
  - 公営企業会計が必要になるが、下水道側で会計を持つのか。（B 町）
    - 浄化槽は下水道と異なり分散しているため管理に手間がかかるという意見を自治体担当者から聞いたことがある。公共浄化槽を進めるにあたって、下水道側で浄化槽分の公営企業会計も持つ場合の障壁となり得るため、会計設置を担っている下水道公社にアドバイザーを依頼することも一案。（MRA）
  - 本事業について、事業性の観点からはメリットがあると思うが、いかがか。（埼玉県）
    - 事業として興味はある。（B 町）
  - 公共浄化槽を導入する場合、広域連携の導入に関わらず公営企業会計を設置するため、繰出し金はいずれにせよ必要だろう。具体的な費用額が分かるとよい。（B 町）
    - 費目別の事業収支計算結果を情報提供することが可能である。（MRA）
  - 広域 PFI 事業を導入する場合、何に対して起債をするのか。（B 町）
    - 1 基当たり 10 万円程度必要なため、そこに対して起債をする。（MRA）
  - 使用料 4,000 円/月は、一般的に高いのか。（B 町）
    - 市町村設置型導入済の自治体が設定している使用料より高いが、実際の住民から料金徴収額は 4,000 円程度。例えば、寄居町では使用料 3,000 円の他に清掃費用を徴収しており、年間徴収額は 5 万円強。使用料 4,000 円と同程度である。（MRA）
  - 大規模な浄化槽も対象になるのか。（B 町）
    - 対象にできる。店舗兼住宅等を対象としているケースもあるが、グリーストラップ等の前処理設備は使用者負担としている。（MRA）
  - 集合住宅の場合は、世帯単位で収支計算するのか。（B 町）
    - オーナーに料金徴収するケースが多く、人槽単位で計算する。世帯ごとに料金徴収する場合は、標準的な 1 世帯当たり床面積から人槽を定めて収支計算する。（MRA）
- (3) 地域の実情について
- 公共浄化槽事業を検討する場合、近隣市町の動向も考慮するか。（埼玉県）

- 郡市一体で取組みを検討することが多いため、考慮したい。特に、市が取り組むなら周辺3町も取り組む場合が多い。一方で、市は下水道整備を進めているため、公共浄化槽の導入を検討するか分からない。3町で検討してもよいのではないか。(B町)
  - 郡市の浄化槽担当者は廃棄物担当も兼ねており、郡市の清掃行政研究会で廃棄物について2か月に1回程度の頻度で会合を開いている。(B町)
    - その会議の場で、広域連携事業に係る検討の場を設けられるか。(埼玉県)
    - 市と郡市広域市町村圏組合は関与しないと考えるため、会議の場でなく、会議前後の時間で関係者と協議できるだろう。(B町)
2. その他
- 事業者を含めたプレ協議会を開催する予定であり、意見交換にご出席いただきたい。また、関心のある業者がいれば教えてほしい。(埼玉県)

### 3.2.3 C市

#### (1) 提示資料

C市での個別支援に用いた資料を以下に示す。



## 公共浄化槽を広域整備する背景

- 県の生活排水処理施設整備構想では、令和7年度までに生活排水処理人口普及率100%を目標にしている。
- 令和元年度末時点では、生活排水処理人口普及率は92.8%であり、目標に未達である。（図1）
- 住民に代わり、市町村が浄化槽を設置・管理することによって、生活排水処理人口普及率の向上が期待できる。
- 事務量・事務費が増加する懸念やPFI事業導入の煩雑さから、市町村による公共浄化槽の整備は進んでいない。

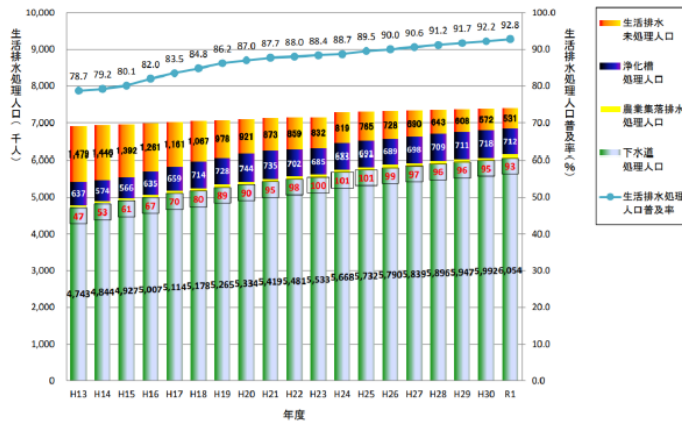


図1. 生活排水処理人口の普及率・生活排水処理人口の推移

### 市町村が住民に代わり浄化槽を設置・管理

#### メリット

- 生活排水処理人口普及率の向上促進
- 個人費用の負担軽減

#### デメリット

- 市町村事務量・事務費の増加
- PFI事業の導入検討・実施

県内で、市町村による浄化槽の整備（公共浄化槽整備推進事業の実施）を行っている市町村は限られている。



公共浄化槽の広域整備に向けた事業スキームを県が調査・検討

出所) 埼玉県「生活排水処理人口普及率の状況」令和2年12月17日閲覧 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/seikatsuhaisui/seihairitsu-joukyou.html>)

Copyright (C) MRI Research Associates, Inc.

2

## 公共浄化槽の整備を促進するためのスキーム案

- 本事業のスキーム案を図2に示す。複数市町村と事務を共同・広域化し、県の支援によりPFI事業を実施する。
- 広域化する目的は、PFI事業活用障壁撤廃（調達に係る負担代替）することである。
- 準備に必要な可能性調査や選定アドバイザリは県主体の協議会が実施し、実選定は代表市町村が公募する。
- 契約は構成市町村と広域SPCの間の複数者契約に1本化させる。

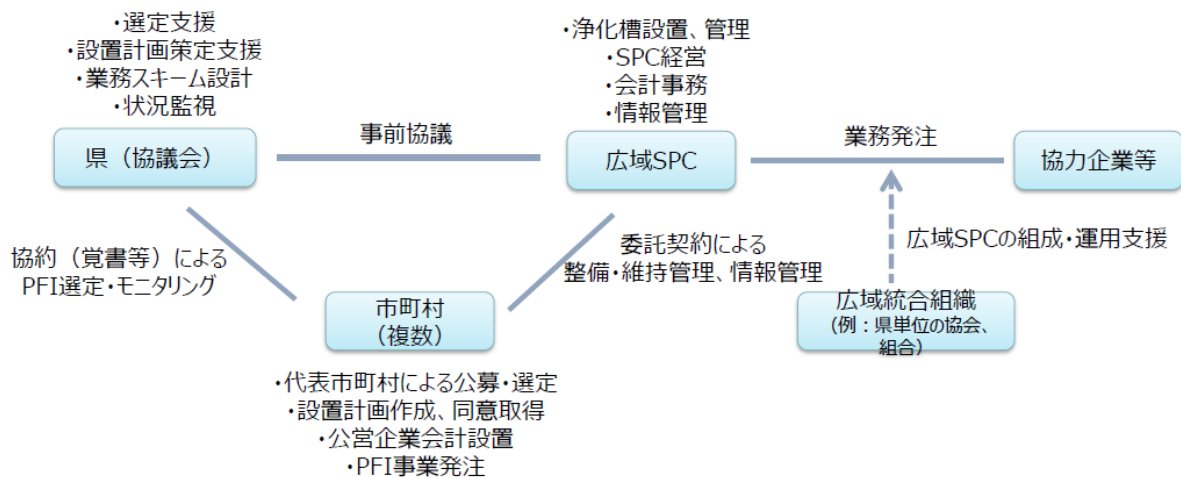


図2. 公共浄化槽の整備を促進するためのスキーム案

Copyright (C) MRI Research Associates, Inc.

3

## 提案したスキームを導入した場合の効果試算【試算条件①】

- 本事業の実施による効果を明らかにするために、4つの浄化槽整備事業を比較する（表1）。
- 試算の前提とした事業計画の概要を表2に示す。各事業計画の試算に適用した条件には○を示した。

表1. 浄化槽整備事業の分類

事業	略称	内容
個人設置型	個人設置	市町村は関与せず、個人で設置する浄化槽整備事業
公共浄化槽（単独）	単独公共	各市町単独の公共浄化槽事業
公共浄化槽（広域直営）	広域直営	広域連携による公共浄化槽事業
公共浄化槽（広域PFI）	広域PFI	広域連携かつPFI委託による公共浄化槽事業 今回提案するスキームを指す

表2. 事業計画の概要

項目	内容	詳細	個人 設置	単独 公共	広域 直営	広域 PFI
広域連携する市町村		越谷市、児玉郡市（本庄市、神川町、上里町、美里町）	○	○	○	○
事業開始年度	令和3年度		○	○	○	○
年間整備基数	越谷市 300基 児玉郡市 100基	5人槽：7人槽＝4：6の割合で設定。 15年目（令和17年度）以降、毎年5基ずつ減少	○	○	○	○
減少基数	5基		—	○	○	○
戸別訪問	300件	単独転換、法定検査受検周知を実施。	○	○	○	○
情報整理	越谷市 2,400件 児玉郡市 800件	事業期間（30年間）における全対象基数の年平均値を設定。 情報整理：設置状況の把握・入力、保守点検・清掃・法定検査結果の把握・入力、台帳精査	○	○	○	○
整備期間	10年		○	○	○	○
事業期間	30年	地方債償還・維持管理費計算に使用	—	○	○	○
寄付採納	無し	計画に含まず	—	—	—	—

## 提案したスキームを導入した場合の効果試算【試算条件②】

- 越谷市における事業支出及び事業収入の各数値は表3に示す。
- 各事業計画の試算に適用した条件には○を、広域連携やPFI事業者への委託により異なる条件には●を示した。

表3. 公共浄化槽の整備を促進するためのスキーム案

分類	項目	内容	詳細	個人 設置	単独 公共	広域 直営	広域 PFI
支出	本体・施工費用	県補助交付額	転換・処分・配管費用についても同様と想定。	○	○	● ▲4%	● ▲21%
	放流ポンプ	無し	財務計画には含まず	—	—	—	—
	維持管理費用	市町村整備型マニュアル記載値	保守点検、清掃、法定検査、機器交換費用について引用。プロ交換費用については別途引用。	—	○	○	○
		民間の広域統合組織への委託費	飛び地の市町村間で連携するために必要なシステム費・人件費・間接費として3億円/30年を事業対象年・基数ごとに試算	—	—	—	○
	更新費用	県補助交付額 ※設置費用と同様	5年目以降、既設浄化槽のうち0.2%が毎年更新されるものとした。20年目以降は毎年更新発生率が0.05%ずつ上昇するものとした。なお更新の発生率は他市町村におけるFRP浄化槽の更新発生比率を参考に設定した。	—	○	○	○
	地方債償還金	利率1%、5年間据え置き	地方債償還金の利子算出に使用。	—	○	○	○
事務費	487万円/人をベースに年ごとに試算	総務省 給与・定員等の調査結果等 平均給与月額12か月分を適用。臨時職員は年300万円と設定。臨時職員は戸別訪問、工事検査立会、保守点検記録・清掃記録・法定検査結果入力を行と想定。	○	○	● ▲13%	● ▲78%	
収入	分担金	本体・施工費用の1割		—	○	○	○
	国庫補助金	標準単価の5割		○	○	○	○
	県費補助金	1基あたり50万円	令和元年度の補助内容をもとに設定	○	○	○	○
	交付税措置	地方債償還金の49%		—	○	○	○
	使用料		4,000円/月に設定				
	一般会計の支出額	右記参照	個人設置は、設置費用のうち市町負担額と事務費用の合算を計上し、公共浄化槽事業は、総収支差分を一般会計の支出額として整理した。	○	○	○	○

## 提案したスキームを導入した場合の効果試算【試算結果】

- 広域PFI事業の実施によって、一般会計の支出額は個人設置型浄化槽事業に比して約3割減になった。
- 個人設置型の必要人員数に比して、公共浄化槽（広域PFI）の職員は1.6人、臨時職員は1人減少した。

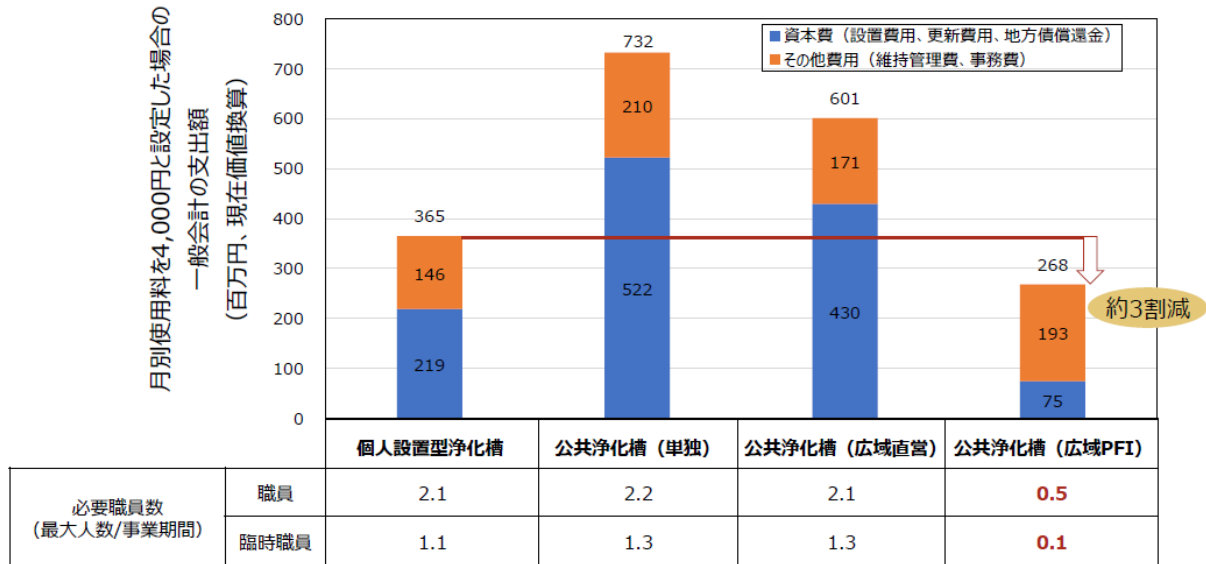


図3. 浄化槽整備に対する一般会計の支出額（年300基・10年間整備）と最大必要人員数の比較

図 3-2 C市への個別支援で用いた資料

## (2) 議事概要

議事概要は以下に示すとおりである。

表 3-4 埼玉県C市の個別支援ヒアリング概要

項目	内容
対象	C市
方法・場所	WEB 会議 (Microsoft Teams)
日時	2021/1/21 (木) 11:00-12:00
参加者	C市 埼玉県環境部水環境課 エム・アール・アイリサーチアソシエーツ (MRA)
入手資料	—

### 1. C市の浄化槽整備状況について

- C市は、埼玉県の都道府県構想に合わせて、個人設置型浄化槽が費用面で理想的と考えて浄化槽整備を進めてきた。一方で、合併浄化槽が4割しか普及していない現状から、これ以上加速的に普及させるには追加的な対策が必要と考えている。(C市)

### 2. 広域連携事業の導入可能性

#### (1) 事業性 (コストや運用方法など) について

- C市は、合併処理浄化槽が約2万基あるが、表2「事業計画の概要」における情報整理の件数が2,400件であり、数値が一致しない。(C市)
  - 公共浄化槽事業で整備する浄化槽を対象に試算している。(MRA)
  - 公共浄化槽事業で整備する浄化槽のみであれば、基本的費用は補助金で賄うことになるが、試算結果に示す約2億円という事業規模は、現状の補助額の3~4倍になるため、予算の確保は難しい。(C市)
- 事業のネックは維持管理費と考える。費用回収率があまりよくないと伺ったことがあるが、全国的なデータはあるか。(C市)
  - データはある。費用回収率には2つ意味合いがあり、設定料金に対して住民が部分的にしか支払わない場合の無収率と、設定料金が低いために必要な費用分の回収が見込めない使用料回収率がある。全国的には無収率は0%に近い自治体が多いが、使用料回収率は約65%にとどまり、また、自治体間で差が大きい。県内では、滑川町は、使用料回収率が100%に近く、使用料を3,600円で設定している。(MRA)
- 事業収支計算において、修繕費はどの費用項目に含んでいるのか。(C市)
  - 修繕費は維持管理費に含まれる。(MRA)
- 次年度から、環境省の公共浄化槽の補助事業に機器交換・補修メニューが追加予定であることから、公共浄化槽の方がより手厚いサービス提供ができるようになる。(MRA)
- 今後、公共浄化槽事業のような取組を進める場合に予算確保が必要になるが、市として予算確保に向けたドライバーについて思い当たるところはあるか。(MRA)
  - 宿題としたい。整備基数を増やす方策としては、財政側から言われている金額をベースに、補助

金額を下げしていく方向を考える。現状 70 万/基としている補助額を 30~40 万/基に下げること  
倍の整備基数を見込める想定である。(C市)

- 個人設置型から公共浄化槽事業(広域 PFI)に組み替えることで、1 基当たりの市町村負担金は減額される方向に働く。(MRA)
  - C市の場合、地方財政指数などの側面で交付税措置の対象とならない可能性もあり、そのあたりは慎重に見極めたい。(C市)
  - 指摘の通りであるが、単独転換については埼玉県からの補助もあるため、起債額は大きくない。(MRA)
  - 参考資料があれば提供してほしい。(C市)

## (2) 地域の実情について

- C市は、昭和 40 年代にまちづくりが始まったため、築 50 年程度の住宅が多く、約 13,000 基が単独浄化槽である。また、他の自治体と比べて清掃・保守点検等の間隔が低く、年に 1 回清掃を実施している住宅は 4 割程度、適切に保守点検を実施している住宅は 7 割程度、法定検査の受検率は 12%程度。(C市)
- C市が浄化槽管理に関わるにあたって、浄化槽を適切に維持管理していない住宅もある中で、住民から平等に料金徴収をしてよいか悩ましい。(C市)
  - 暮らしに変化がない限り単独転換を積極的に行う世帯は少ないだろう。例えば、正しく清掃・引抜きを行っている約 4,000 世帯に対して優先的に公共浄化槽を導入することも一案である。(MRA)
  - 合併浄化槽の補助金を出しているような住宅は、概ね保守点検や清掃の契約をしており、適正な維持管理ができています。(C市)
  - 単独浄化槽を利用している住宅の多くが、維持管理に対する意識は低いですが、単独転換によって意識が変わる可能性はある。(MRA)
- 小川町では、下水道整備をしないことを決定した地域に限って公共浄化槽を整備予定である。C市全域で約 2 億円の事業規模の浄化槽整備は難しいと考えるが、一部の地区で 100 基/年を整備することも一案だろう。(埼玉県)
  - C市では、平成 27 年に下水道計画区域を見直して、約 4,500ha から約 2,800ha に変更した。公共下水道が整備されることを待っている住宅も多く、平成 27 年の時点で公共下水道の代わりに市町村設置型浄化槽を進める予算組みに変えるべきであった。300 基/年の整備は難しい状況だが、整備基数を伸ばす手法として、広域連携事業を認識できてよかった。また、市町村が整備すると事務負担が増えることがデメリットの一つであったため、その点でもよい。(C市)
  - C市には積極性のある事業者も数社あるため、地元事業者の利益にもつながり、地元貢献という点でもメリットがあるだろう。(埼玉県)

## (3) SPC の組成について

- 広域 SPC は埼玉県生活環境保全協同組合のような組織をイメージする。C市では、住民から単独転換の相談を受けた際には、埼玉県生活環境保全協同組合を紹介しており、C市の 3 社程度が加盟している。C市の 3 社だけでは、300 基/年の整備は間に合わないため、組合のようにC市以外でも事業をしている工事業者等を広く集めて、体制を組むとよいだろう。(C市)



- 仮に 300 基/年を整備する場合、PFI 事業者の選定にあたって、300 基/年が整備できる事業者であることが要件になるだろう。SPC の構成員とする他にも、SPC の協力会社という形で工事可能なケイパビリティを確保している事例もある。（MRA）

## 4. 事業実施に向けた関係者間の調整

### 4.1 事業関係者への意向確認等

市町、浄化槽業界団体等関係者に対し、事業の趣旨・概要等を説明の上、事業参加に向けた意向確認、参加促進を行った。

### 4.2 県、市町村、関係団体等によるプレ協議会の開催

事業実施に向けた進行管理を行う協議会設置を見込んだ模擬会議を1回開催した。

#### 4.2.1 開催概要

- 日時 令和3年1月27日（水） 10:00 ～ 12:00
- 場所 WEB 会議（Microsoft Teams）
- 参加者  
出席： 埼玉県、一般社団法人埼玉県浄化槽協会、埼玉県生活環境保全協同組合、嵐山町浄化槽 PFI 事業株式会社、さいたま市、熊谷市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、越谷市、朝霞市、幸手市、伊奈町、小川町、吉見町、横瀬町、東秩父村、上里町、宮代町、皆野・長瀬下水道組合、MRA
- 議題
  - (1) 都道府県構想と各市町村の生排計画目標（令和7年度概成）の達成について
  - (2) 目標達成の具体施策としての公共浄化槽事業について
  - (3) 公共浄化槽事業を広域かつ官民連携して取り組む事業手法について
  - (4) 本日の意見交換のとりまとめについて
- 配布資料  
議事次第  
資料1 プレ協議会に係る論点資料  
資料2 公共浄化槽の広域整備に向けた調査業務委託報告書 抜粋

#### 4.2.2 議事概要

プレ協議会の議事概要を以下に示す。

- 事業者) PFI、様々な制度で住民は困惑することもある。PFI 事業を行う場合、施政方針の変化などの影響もある
- 市町村) 市内で 200 基程度は合併処理浄化槽が導入されている。個人設置型（年 30－40 百万円）で金額的な折り合いがようやくついているところ。公共下水道などから浄化槽事業に見直した際に費用均衡化させている、市町村設置型に取り組めた考え方。維持管理費用に関する財政支出についても考え方が知りたいところ。
- 市町村) 公共浄化槽事業（市町村整備型事業）を平成 26 年 10 月から開始。料金設定は下水に合わせている。使用料設定は原価に見合うものとしているが、汚泥の収集費用が増加しており、繰入が増え

ている。公営企業化をしたのちに、料金の改定を予定している。

- 市町村) 全体計画を見直し。市街化区域・調整区域双方ある中で公共浄化槽事業は市街化区域に限定して導入。維持管理費用については、小川町の場合は、下水に比べ高額にはなっているが、周囲の市町村とは同程度の額に揃えている。
- 事業者) 協会自体は、PFI の支援をするには適した団体ではある。市町村からも意見等聞ければと思う。
- 市町村) 45 基予算を取ったが、全て執行できない見込み。 スキーム案の中で、広域 SPC などがあり、協力企業等を含めた形になると、そういった執行残もなくなっていくかと思われ、良いかと思う。
- 事業者) 工事のキャパシティについては組合で完全に網羅しているものではないが、年間 100 基程度はこなせる。一括契約の事務代行のシステムを組合で立ち上げ。公共浄化槽についても、同システムの活用など、支援させてもらえるのではないかと考えている。
- 市町村) 一般会計繰入が多く、圧縮が課題。修繕費が高んでおりその点も問題になっている。
- 市町村) 最低限の受益者負担は原則化しないといけないのではないかと思う。個人設置型であっても、協会や組合との連携の下でしっかり整備を進めていければと思っているところ。
- 事業者) 個人的には、住民視点からして、現状、下水道需要家は一般会計からの繰り入れがあるが、個人設置型に関しては一切ない。公平性に欠ける点もある。転換に結び付くものや公共浄化槽への財政措置は厚くなっている状況。
- 事業者) 個人設置型を残したうえでの汚水処理の最終的な絵姿が見えてこないこともある。協会はメーカー、施工、保守点検、清掃、法定検査などのステークホルダーを包含する組織であるため、広域スキームについては、協会が各自治体と協議を進めていくなどの形が良いのではと思う。維持管理費用が高いところについては、浄化槽のみではない。広域の維持管理については、嵐山町の事例であれば、令和元年度・2 年度については SPC 側から維持管理費用の契約単価の削減を市町村に提言している。
- 市町村) 市町村整備型の事業について状況の共有をできればと思う。当市町村では、公共浄化槽事業（市町村整備型事業）を平成 26 年 10 月に事業を開始した。設置基数年間 30 基の地域計画で、平成 27-28 年は転換基数が 10 基以上であったが、平成 30 年と平成 31 年は年間設置基数 15 基-20 基に対し転換は年 5 基程度になった。令和 2 年度は年間 23 基で 7 基が転換である。今後は住民へのメリットの還元などの施策を検討する必要があるかと考えている。こういう場を通じて事業状況など、今後共有していければと思う。
- 市町村) 県の協議会が公共事業導入や導入済み自治体の状況共有などの場になり、公共浄化槽事業検討のきっかけになると思うが、その理解で良いか。
- 市町村) 汲み取り費用については市税で負担するような形になっており、いびつでもある。公営企業会計にも落とし込んで、現実的にどの程度の予算が必要になるか、検討したい。
- 市町村) 貸借対照表やキャッシュフロー計算書の形で、年間の予算規模が想定できる形で数値が把握

できるとよい。

## 5. まとめと今後の課題

### 5.1 まとめ

公共浄化槽を広域連携によって整備するしくみ（新たな広域連携促進事業（以下、「事業」という。））を検討し、もって、公共浄化槽制度の普及拡大と円滑な整備を推進することを目的として、各種の調査を実施した。

まず、事業実施上の課題等の整理にあたっては、広域連携手法の整理、事務委託やPFIを活用するための法的整理を行った。法的課題整理において、例えば市町村単位でなく県単位といった広域的組織に対して公共浄化槽事業の事務委託を行う場合などにおいては、特に浄化槽法に基づく公共浄化槽事業実施主体要件の整理が必要であるが、他方で市町村単位での事業組成、ないしは既存のPFI事業等の枠組みを活用した事業スキームであれば特段の法的課題整理が不要であることが示された。

次に、広域連携手法と法的課題の整理を踏まえ、事業スキーム及び事業管理体制の検討を行った。公共浄化槽事業の導入加速が施策目的であることに鑑み、その効果的な手法として、協議会によるPFI事業導入（導入可能性調査・選定の実施）と各市町村と広域SPCとの間でのPFI事業導入の仕組みについて整理を行い、その事業成立性について検討を行った。

また、市町村の公共浄化槽制度の導入における広域連携の有効性を検討するため、3市町（A町、B町、C市）を対象に、団体としての有効性（団体単独又は広域連携で個人設置型、公共浄化槽、PFIを行う場合の別）の検討を行った。

また、事業実施に向け、関係者間の調整を行うため、県内業界団体や既存の浄化槽SPC企業、市町村等20団体を招聘したプレ協議会を実施した。

### 5.2 今後の課題

県においては令和7年度の汚水処理概成に向け、今後も浄化槽の整備の促進が求められるところであり、広域化やPFI事業を始めとした官官・官民での連携によりその実現に向けた取組みを継続していく必要がある。この中で、本調査結果を基にした広域連携やPFI事業導入に向けた事業計画案を次頁のようにまとめた。

表 5-1 新たな広域連携促進事業実施計画案

	R2年度（実施済）	R3年度	R4年度
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業意義の整理</li> <li>事務委託やPFIを活用するための法的整理</li> <li>事業スキーム及び事業管理体制（役割・リスク分担案）の検討、構築</li> <li>事業規模（事業対象、エリア）及び事業収支の算定（市町、PFI委託料等）</li> <li>県、市町、関係団体等によるプレ協議会の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町、関係団体等による協議会の設立</li> <li>地域懇話（市町村・事業者等）の実施</li> <li>市町への意向確認、参加促進</li> <li>事業体制構築、出資者等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行地域での事業開始（PFI事業選定）</li> <li>民間との役割分担などの協議の継続</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレ協議会への参加</li> <li>地域懇話への協力</li> <li>体制確保、内部検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレ協議会への参加</li> <li>地域懇話への協力</li> <li>体制確保、内部検討</li> <li>整備事業へ支出する予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制確保</li> <li>整備事業へ支出する予算の確保</li> </ul>
民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレ協議会への参加</li> <li>地域懇話への協力</li> <li>業務受け皿の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県との協議の継続</li> <li>SPC設立に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県との協議の継続</li> <li>SPC設立</li> </ul>

令和3年度以降においては、令和2年度に実施したプレ協議会を基盤とし、県内市町村、関係民間団体との協議を深化させていくことが求められる。特に、市町村側における予算措置を鑑みた場合、現状の予算規模から大きく乖離した支出計画とすることが難しいため、規模の最適化等を図り、実現可能な範囲で事業着手していくことが必要である。

また、市町村においても公共浄化槽事業に取り組む契機としては既存の汚水処理区域（集合処理と分散処理により生活排水処理を行う区域）の設定の見直しや浄化槽整備区域における整備加速についての施政方針の転換などが必要となるところであり、このような動きが見られる市町村において特に早期に公共浄化槽事業などの整備促進施策を取り入れていくことが求められるため、県として継続的に市町村・民間関係団体との協議・情報共有により動向を把握し、施策提案を行っていくことが求められる。



公共浄化槽の広域整備に向けた調査業務  
報告書

埼玉県環境部水環境課